

出席議員（20名）

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	18番	加 茂 力 男 君
19番	大 沼 喜 昭 君	20番	大 沼 惇 義 君
21番	加 茂 紀代子 君	22番	伊 藤 一 男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君
地 域 産 業 振 興 課 長 併 農 業 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 松 雄 君

都市建設課長	佐藤輝夫	君
上下水道課長	大久保政一	君
槻木事務所長	平間信一	君
危機管理監	吾妻良信	君
公共工事管理監	松崎秀男	君
税収納対策監	加茂和弘	君
長寿社会対策監	水戸敏見	君
産業活性化専門監	加藤善憲	君

教育委員会部局

教育長	阿部次男	君
教育総務課長	薊千代	君
生涯学習課長	笠松洋二	君

事務局職員出席者

議会事務局長	松崎守
主幹	相原光男

議事日程（第3号）

平成19年6月12日（火曜日） 午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

水戸義裕
白内恵美子
森淑子
佐藤輝雄

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

遅参通告に17番杉本五郎君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において9番佐藤輝雄君、10番我妻弘国君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（伊藤一男君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に続きまして一般質問を行います。

3番水戸義裕君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔3番 水戸義裕君 登壇〕

○3番（水戸義裕君） 3番水戸義裕です。

大綱1点について質問いたします。

バイオ燃料米の生産の検討をということでお尋ねいたします。

原油高によりガソリンや軽油が高くなり、農家にとっては農業機械の燃料代がかさみ、農業経営を圧迫し新たな負担増になっています。これは、農家のみならず、漁業に従事する漁師の人たちにとっても同じことで、漁に出ても燃料代にもならないという報道が、昨年後半からテレビ・新聞をにぎわしたことを覚えておられると思います。

つい先日の5月23日付の河北新報では、「原油高余波、自家発電スイッチオフ、割高で買電に回帰」の記事の中で、「東北の企業などで自家発電をやめ電力購入に切りかえたケースが、

2006年度、370件、38万キロワットに上り、東北電力は『原油高で自家発電コストが割高になり、買電に回帰した』と見た」と報じられています。

本年4月27日から、都内、正確には1都3県の50カ所のガソリンスタンドでバイオエタノール入りの「バイオガソリン」が試験販売されたという報道もありました。

近年の原油高傾向から、日本ではバイオ燃料に関する報道が新聞・テレビなどマスメディアでも積極的に取り上げられることが多くなっています。

国では、平成14年12月27日には、バイオマス・ニッポン総合戦略として、農林水産、文部科学、経済産業、国土交通、環境、総務などの各省により、①地球温暖化防止、②循環型社会の形成、③戦略的産業の育成、④地域の活性化を期待するとしています。

また、バイオマスタウン構想によると、域内においてバイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われる地域として、平成22年度まで300の市町村を目標にするようで、この構想は農林水産省のホームページで本年4月26日で19回目の構想についての公表がされています。

本県では、川崎町が平成17年12月にこの構想に応募しており、5月11日現在、全国で97件になっています。

5月15日火曜日夜のNHKテレビ「クローズアップ現代」でも、バイオエタノール生産を取り上げて放送しています。

バイオマス・ニッポン総合戦略として、農林水産省では、戦略の一つとして米からエタノール燃料をとということから、全国各地で、いわゆるバイオ燃料米の試験栽培が始まりました。

本県では、つい先日、5月15日付の河北新報で「実るかバイオ燃料米、登米で試験栽培始まる」という見出しで報道されました。

その後17日には、青森県の十和田市の水田で、青森県農林総合研究センターでは、バイオ燃料米に向く多収米の開発をスタートさせました。

そのほか、新潟県佐渡で筑波大、独立行政法人「中央農業総合研究センター」（つくば市）、株式会社「イズミフードマシナリ」（大阪市）など3機関との共同研究がされ、ほかにも新潟、三条、見附、上越などでもバイオエタノールの米づくりが始まり、九州の福岡県築上町では、農林水産省の事業で「バイオ燃料地域利用モデル実証事業」に応募、北海道では苫小牧市には、東京の酒造大手メーカーがバイオエタノールの実証プラントを2009年度稼働予定で建設する等々、各地、各種の動きが伝えられています。各地方の農政局でも説明会を実施したようで、東北農政局でも4月16日にJAビル宮城でのバイオ燃料等現地説明会を「エネルギー

を育てる時代へ」のサブタイトルで実施しています。

政府は、バイオ燃料の普及を促す「新燃料利用拡大基盤法」（仮称）の具体案づくりに着手。「燃料の品質や安全性などの検査を条件に、ガソリンスタンドでもバイオ燃料の混合を認め、地場の農産物から生産したバイオ燃料を利用しやすくする。ガソリン税の減免措置も検討する。経済産業省、財務省なども、2月に検討会を設け、その後、2008年、国会に提案する方針を固めた」などの報道もあります。

バイオ燃料が世界的に脚光を浴びるようになったのは、バイオ燃料が温暖化の原因となっているCO₂の増加につながらず、京都議定書で合意された「排出量」にカウントされないからであります。バイオ燃料がCO₂を出さないわけではないが、植物が生長するときに同じ量のCO₂を吸収するのでプラス・マイナス・ゼロになる。温暖化に余り影響のない化石燃料に依存しないエネルギーを持つということから有効な手段であります。

しかし、原料になるのが食料としての利用がされているもので、世界には飢えに苦しんでいる地域が多い状況下で、果たして許されるものだろうかといった議論も一方であることも事実であります。

日本では、エネルギーとなる原油の生産はないと言ってもいいほどのものであり、他国に依存せざるを得ないのが現実であり、ましてや、温暖化に影響のある化石燃料をこのまま使い続けることは、間違いなく地球にとって、そして人類にとっても好ましいものではありません。環境問題は待ったなしの最優先課題であり、急がれるものです。

これまで、国の農業政策において水田のかんがい排水施設や圃場整備等の基盤整備にかなりの年月と投資がされてきたことや、耕作放棄地が年々ふえている現状、担い手不足問題、農地の荒廃による農作物の生産ができなくなること、現在行われている転作政策もさることながら、既存施設の有効活用、休耕田、耕作放棄地対策の面からも検討するに値するものと思います。

遊休田や耕作放棄地などをカムバックさせるには、時間も費用もかかるようになります。多くはないかもしれないが、農家所得も得られ、CO₂を出さないバイオ燃料は、今後の切り札になる可能性を大いに秘めているものではないかと思います。

そこで、お伺いしたい。

1) これほどの事業といっても問題がないわけではありません。コスト、生産量などはまだまだ問題があることも確かです。事業化まではまだ時間が必要だと思いますが、行政として前向きに検討し、この燃料米の栽培に乗りおくれることのないようにアンテナを高くしていくべきではないかと思いますが、町としての考えを伺いたい。

2) CO₂ 削減については世界中で検討されていることですが、町としてCO₂ 削減に関して実施している事業について伺いたい。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 水戸義裕議員に大綱1点お答えいたしたいというふうに思います。

第1点目、バイオ燃料米の生産ということで、アンテナを高くしていくべきではないかという点でございます。

現在、石油にかわるエネルギーとして、農地から収穫されるバイオエタノールに世界の注目が集まっております。バイオ燃料につきましては、2002年、国会で「バイオマス・ニッポン総合戦略」が承認され、農林水産省では平成16年度より「バイオマス利活用高度化実証事業」を立ち上げました。農林水産省では、2030年度を目標に、現在のガソリンの消費量の1割程度、600万キロリットルまでは十分生産できると試算しております。

この報告によりますと、まず沖縄県宮古島市で実証試験が進むサトウキビなど、現在利用可能な原料作物で増産を推進。その後、セルロース系のエタノール原料となる木材などからバイオエタノールを生産する技術開発を進めるとのことでございます。

トウモロコシやサトウキビの場合、エタノール需要により穀物価格が高騰するという負の側面がございますが、バイオ燃料米の場合、日本各地に存在する遊休農地の解消にもつながるものと期待されております。宮城県登米市とJAみやぎ登米は、共同でバイオエタノール燃料用に多収穫米の生産に乗り出すとの新聞報道がなされております。

このように、現在、全国的にさまざまな取り組みがなされており、いろいろな課題もあることから、全国各地の取り組み状況の情報を収集するとともに、国・県・JA等関係機関と連携を密にしながら、バイオ燃料米の栽培が可能かどうか研究させていただきたいというふうに存じております。

2点目、町としてのCO₂ 削減に関しての実施している事業等でございます。

まず、町のCO₂ 削減に関して実施している事業ですが、普及啓発事業では、平成18年度において、ごみ削減に向けた特集を年間を通して広報紙に掲載し、また昨年9月に企業や学校、活動実践団体の協力を得て環境フェアを開催し、環境問題や省エネに関する展示や実践を通して周知啓蒙を図りました。

実践面におきましては、子供会やPTAなど地域の団体が自主的に活動している「集団資源

回収」や「生ごみ処理容器購入補助」などを継続して実施することにより、ごみ減量や再利用を推進しているところでございます。

本年度は、町の重点事業として、環境問題に対する意識の高揚を図るため「もったいない運動町民会議」を立ち上げまして、これは5月30日でしたが、行政、町民、商店、企業が一体となって、ごみの減量、レジ袋削減、マイバック普及運動などに取り組み、ごみ排出量を抑え、ごみ処理施設における燃料消費量を抑えることでCO₂の削減を図ってまいります。

また、役場のCO₂対策として、庁舎の冷暖房温度を適正温度に設定、毎週金曜日を「ノーカーデー」「ノー残業デー」とし、公用車のアイドリングストップの励行、また庁舎各施設における不用電灯の消灯に努めるなど率先して取り組んでいるところでございます。

昨年実施した第5回環境フェアでは、地球温暖化をテーマとして、「見て・触れて・体感する」ための展示や実演、リサイクルや水環境の保全、事業所で実施している環境への取り組みなど学校、実践団体、企業など約20の団体が参加し、来場者への環境保全について啓蒙を図りました。

ことしの環境フェアは、「地球温暖化防止」をメインテーマとして、「ごみ削減・リサイクル推進」をサブテーマとして、船迫生涯学習センターに会場を移し、実施の予定でございます。ぜひともご参加をいただきたいというふうに思っております。

今後とも、行政、町民、商店、企業が一体となって環境対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問ありますか。許します。

○3番（水戸義裕君） 町では、バイオ燃料米ということに関しての情報というのは、以前からというか、把握されておりましたんですか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 私の方では、やはり現在の圃場整備関係を見ますと、大豆、ソバをつくれる状況ではないと。これに対して、連作障害が起こらないのは多収穫米以外にないということで、ずっと主張し続けてきました。これは、JAとの会合でも同じであります。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） 最近これがすごく脚光を浴びて、今言ったように全国各地で始まっているんですが、今主張してきたということなんですけれども、実際農家の方に、こういうのがあ

るんですがどうでしょうかというような、具体的な問いかけみたいなことをしたことはありませんか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 今年度初めて、宮城県下で登米市が「べこあおば」、「夢あおば」、あとはJA登米で「ほしあおば」を試験栽培するという状況でございます。ですから、具体的な品種並びにそういうものは情報として伝わらなかったというのが、今までの実情でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） 私も実際のところ、これについては新聞報道で登米で始まったということで、登米の担当課の方に電話で聞いてみたんです。そうしたら、すぐ成るものではないということから、今言われたように多収穫米ということの、この地方でのいわゆる適正な品種かどうか、それから栽培法、栽培時期やら収穫量などのことを見るための試験栽培であるというふうなことなんです。ただ、それが登米ではスタートしたということで、何か全国的というよりも全農、農業協同組合中央会ですか、ここが中心になって進めた方がいいのではないかという話もあるようで、この辺からの情報が行政には入ってくるということはないですかということなんです。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 私の方でも、早速、登米市の方には問い合わせさせていただきます。ただし、これを処理する施設がまだ建っていないと。それで、今年度、登米市においては保管管理だけであると。来年度にできるであろう、新潟県にできるプラントの建設が完成すれば、平成20年度にあちらに輸送するという内容でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） このバイオ燃料米が、いわゆる食料用ではなくて産業用というか、こういうふうな使い方ということでは、この食糧危機、自給率も40%、世界では飢餓に苦しんでいるところもあるということから、批判もあるということなんですけれども、本町で遊休田、いわゆる耕作放棄地というのは、全部ではないんですけれどもね、いわゆる水田として活用できる遊休田というのはどれくらいあるんですか。これに対して有効だろうと言われるのが、バイオ燃料米の栽培ということなんですよね。確かに、この燃料米、米からエタノールをつくるためのエネルギーもまた、それ以上か、それと同じくらいかかるということでは、決め手にはならないのではないかという話もあるんですよね、燃料を買ったりなんかということで。ただ、

農業面から見れば遊休田の利活用ということですね。この辺について、町の遊休田の面積をお願いします。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 18年度の転作目標ということで、284.2ヘクタールございます。そのうち、自己保全32.4ヘクタール、調整水田37.8ヘクタール、合計で70.2ヘクタール、実に24.7%という、すぐにでも田んぼにできるという遊休地があるわけでございます。これを利活用しないという手はないというのが我々の主張でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） 今、答弁でありました新潟にプラントができるということで、国内では、北海道に2カ所と本州では新潟、この3カ所でプラント化が認められたということで、これがまだちょっと先の話になるんですけれども、これに向けてアンテナを高くしてというふうには先ほど言いましたけれども、この辺の啓発というか、情報の提供ということを考えていますか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 私の方も、当然でございます、6月2日の毎日新聞には、新潟県に多収穫種、新潟県では北陸193号という多収穫米を栽培しているようでございます。プラント約13億円、これの2分の1は国の補助であるということです。年間米2,250トン、E3ですね、3%、を約3万3,000キロリットル生産したいという、そのような規模になっているようでございます。以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） それで、全国の農政局でブロックごとに説明会というのがやられたということで、仙台でもやっているんですが、このときに町の方から行ってみようかといったようなことはなかったでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 残念ながら、その当時の情報というのは、私の方に通知というのは来ておらないというのが実情でございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） 4月16日に、趣旨として「バイオ燃料は、近年世界的に自動車用の燃料として注目され、利用拡大が図られています」ということで、広く参加をお願いしますということで東北農政局でやっているんですけれども、これが各自治体等に入らないということは、

やはりあるんですねというか、県の方からというものもなかったということなんですか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 私の方に情報として入るのは、国・県。県を経由して、特に大河原農林振興事務所を窓口にして大体入るのが普通でございます。ですから、そういうもので、私の方では逆に大河原農林振興事務所に問い合わせしながら情報を得ると。

ただ、まだ試験的な対応でございまして、本当にこの辺が生産者に直結するものなのかどうかというのがまだ未定であるがゆえに、情報として入らないのかなというような感じではおります。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） もし、もしの話であれですけれども、仮にこれが栽培できるとなった場合、今コストが問題になっていると。キロ20円ぐらいだということで行くと、1俵 1,200円ぐらいにしかならない。ただ、多収穫米というのは、800キロから900キロ、1反歩ではなくて1町歩かな、とれるということになっているんだろうというんですけれども、仮に栽培することが可能となったときに、これに産地づくり交付金というのが適用になるということは、ありますよね、その辺ちょっとお聞きしたいです。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 当然私の方でも、推奨する場合は、採算性というのを一番重要視します。今、多収穫米800キロということになっています。これが、単価キロ20円以下でございますから、反当収入が1万6,000円。これが、じゃあ産地づくりに該当するんですかということで、私の方では当然聞いています。ところが、それもまだ未定というのが、県なり国の回答でございます。ですから、そういう余りにも不確定要素のもとで、ただPR的に進めていいのかというのも、やはり我々は考えざるを得ません。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） バイオマス・ニッポン総合戦略ということで、バイオマスタウン構想、全国で22年までに300市町村。実際、数としては500地区ぐらいを目標にしているようなんですけれどもね、市町村は300みたいなんですけれども。それで、本県では唯一バイオマスタウン構想に川崎町が名乗りを上げて、これが80億円ぐらいかかるというような内容になっているんですけれども、この辺のことは、いわゆる十五、六年ですかね……、先ほど川崎町のは。そういう情報ということでは、町として何か資料を持っていたというか、そういうことはありましたか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 当然でございますが、川崎町では平成17年12月に構想を応募しております。その内容は、家畜のふん尿の堆肥化、間伐材のボード化という内容になっております。

それが、平成18年2月、バイオマス構想公表ということになりまして、全国35市町村の中の1町に含まれていると。ちなみに東北では、青森1村、秋田1町、山形では1市2町、以上のようになっております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） そのほかにバイオマス取り組みの事例として、白石市でやっているというのをご存じですか。

○議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

○地域産業振興課長（佐藤松雄君） 白石市の方でもやっているという情報は聞いております。ただ、これらにつきましても、規模的に大々的ではないんです。ですから、2問目のCO₂削減で、我々の方でやっておるようなものにプラスアルファしたような形でやっておるようでございます。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） 白石市では、通称「シリウス」という名前をつけてやっているんだそうですね。生ごみ資源化事業所ということで、「市から出る生ごみをメタン発酵し、バイオガスで発電。発生する熱は、温水として隣接するハウス農場や給食センターで有効活用している」ということで。そのほかに、白石ではというか、ほかにもやっているところがあるんですけども……。今後、これが当然有効策であるということは、今のところはE3と先ほど言われた3%ぐらいで、一応日本では今後国内で賄えるだろうというふうな予想がされているものなので、今後ともアンテナを高くしていただいて、農家にとっても、一部食料をつくるところでそういうものをつくるのかという批判はあるにしても、いわゆる遊休田の対策ということにもなりますので、ひとつこれからもこれをよく注視していただきたいというふうに思います。

次に、CO₂削減の町での事業ということでは、先ほど答弁ありました。いろいろ削減フェアということをやっていますが、「チーム・マイナス6%」というのをご存じですよ。これは、運営主体は、環境省の地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室というところでやっているんですけども、これについて知っていますよねということで、まず。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） チーム・マイナス6%というと、いわゆる国の環境対策の取り

組み、国民運動としてやっているというふうなことで、平成17年からやっているということで承知をしております。

それで、いろいろな対策があるわけなんです、主に大きい六つのアクション、一つは温度調節でCO₂を減らそう。それから、水道の使い方、節水ですね。それから、自動車の使い方、CO₂を減らす。それから、商品の選び方、買い物。それから、ごみで減量。それから、電気の使い方、CO₂を減らす。この六つですね。これを国民運動としてやっているというふうな形で承知しております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） チーム・マイナス6%、これはこの議会でも、いわゆるノーネクタイとかクールビズ、これもこの活動の一環というふうにとらえられるわけですが、本町ではこれに加盟しているというか、加入しているということは、どうでしょう。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） いろいろな有名な方とかが参加をしてチームになっているというのは、いろいろテレビで見たり、報道で聞いていたんですが、町の方がそういうふうに参加しているというのは聞いていません。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） これは、例えば自治体で言うと、当然宮城県、それから近くでは丸森町、それから旧田尻町、石巻市、仙台市。ちょっと見てびっくりしたのは、古川市では民生部の生活環境課がチーム・マイナス6%に入っているんです。当然私が以前勤めていました企業も入っています。これら合わせると、個人、官公庁、地方自治体、NPO、NGO、労働団体、一般企業団体など全部入れますと、団体で1万2,244、個人で113万1,756人というのが06年11月現在ですけれども。これは、やはり環境フェアとか、いわゆる環境に柴田町も熱心に取り組んでいますよというのわかるんですけれども、こういった加盟するということは、町民に対しても環境対策ということではアピールする一つの材料にもなるし、これから得られる情報というの結構あると思うんです。今後考えていくというようなことは、どうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 今、古川市の生活環境課が入っているというのは初めて知ったわけなんですけれども、当然こういった国を挙げてやっているということもありますし、町であれば、やはり率先してやっていくという姿勢が大事だろうというふうに考えています。今後、加盟に向けて取り組んでいければなというふうに考えております。

ただ、加盟の仕方ですね、いろいろな方法があると思いますので、個人、団体の取り組みがありますので、その辺検討させていただきたいなと思います。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） 町として入るか環境課として入るかという方向もあるんですけども、環境フェアということでは、やっていることでもあるので、ぜひこれに、チーム・マイナス6%のホームページを開いたら柴田町の名前も出てきたというふうになるように期待したいと思います。

それで、町民にというよりも、全国的に言われているのが、CO₂削減については自治体が軒並みおこなっているんだというふうな評判もあるんだそうですけれども、そういう意味で、CO₂ガス推計排出量というのは、いわゆる柴田町としてのこの辺の計算というのをしたことはありますか。町として、柴田町からのCO₂ガスがこれくらい出ているだろうという、いわゆる推計算出、こういうことをやって町民にアピールするとかいうことは、ありましたでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） 柴田町のCO₂がどれくらいになっているのかというふうなこと、例えば全国との比較とか県の比較とか、そういったことが必要だと思うんですが、残念ながら今のところちょっとやってございません。それで、今から、先ほど町長の答弁の中にもあったように、もったいない町民会議の方で総務部会、いわゆる広報とかそういった形も部会構成で考えておりますので、そういった中でいろいろ勉強しながら対策をとっていききたいなというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） バイオ燃料米の方は、まだ先が、ちょっといろいろ紆余曲折が予想されると。ところが、このCO₂削減に関しては、最終的な決め手は、企業とか町とか団体とかというよりも各個人個人が、電気は消すとか、水道の水はむだに使わないとかといったようなことで、全国的には、最終的には個人個人の運動だというふうになっているんです。もったいない町民運動が、どういった活動をして町に提言してくるのかは、これからですけども、やはり先ほど言った推計算出、これは例えば札幌とか北海道は結構多いんですね、町では倶知安町ですか、本州でも市レベルでは結構やっているということで、これについての算出の仕方というのが、マニュアルというか、あるのは知っていますよね。これは、マニュアルといっても、いわゆる推計、もちろんもともと推計なので確実なものではないんですけども、こういうの

があるということをご存じですか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） CO₂ の、いわゆる大気中に含まれているとか、土壌中とか、いろいろあるわけなんですけれども、そういった内容ではわかっているのですが、こういった形で推計するのか、その方法、マニュアル、それはちょっと私の方でも見たことはありませんので、確認をさせていただければと思います。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

○3番（水戸義裕君） 環境省のホームページとか、あと温暖化防止なんかに関する法律というのは、その中に係数とかそういうのは載っているんです、私もちょっと見たんですけれども。ちょっと計算とかまでするのは、もちろんその、いわゆる基礎になるデータがないとこれはできないということなので。そういうことでは、今後こういうことが環境フェアの中で、例えばことし、柴田町の17年度とか18年度のCO₂ 推計排出はこれぐらいでしたといったようなことを、それこそ表玄関ではなくても表示したら、「ああ、町でもCO₂ 削減に一生懸命やっているんだ」といったようなことで町民も歓迎するのではないかと。いわゆる、やったことはありません、見たことはありませんだけではなくて、こういうことはやっていますというアピールだけではなくて、現実的に地球温暖化が進んでいるんだということを身をもって知ってもらうためにも、数字で目の前に出すということが、結構効果的にはあるのではないかと思いますので、これについてはぜひ環境フェアまで何とかできればいいのではないかというふうに思います。

それと、いわゆる車。車は結構町でも使っているわけなんですけれども、新しいものに全部買いかえるというわけにはいきませんが、これから古くなったのを買いかえることがあると思うんですけれども、このときにハイブリットと言われる車種、この辺の購入など考えていますか。その辺をお聞きしたいんです。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） ハイブリットカーの購入なんですけれども、補助制度もあるよなんなんですけれども、まだまだ高額ということで、仙台市とか大きい市では導入していますけれども、こういう財政状況なので、本当は町民のためには、公共自治体ですか、率先してやるべきだということでは考えておりますけれども、今の財政状況では、ちょっと導入は難しいということで考えております。

○議長（伊藤一男君） 水戸義裕君、質問を許します。

○3番（水戸義裕君） 宮城県では、知事の公用車がこの前オークションに出されて、その後継車種としてハイブリットのワゴン車を入れたというふうに聞いていますけれども、やはり全国的にも公用車にハイブリット車の採用がふえてきている。むしろ、日本よりもアメリカの方が、メーカーでいくとトヨタの車種、あれが日本よりもアメリカの方で売れていると。何かハリウッドの大スターが1人乗り始まったら、大スターがみんな乗り始まると、地球にいいんだと。ところが、アメリカ政府は、温暖化については今の大統領が余り積極的でないので、国内では国民から不満が出ているようですけれども。やはり購入するときは高いということがあっても、いわゆる使っているときのランニングコストとして考えていくと、これは油代がかからないということの差し引き勘定でいくと、高くても合うと思うんです。実は、私のところでも、つい最近エコ給湯というんですか、電化というやつを入れたんです。高いんですね、やはり。だけれども、計算していくと、いわゆるガスも使わない、灯油も使わないということで、その辺との差し引き勘定でいくと、その分がペイできてくるというふうなこともありますので、買うとき高いとかということではなくて、総合的にトータル的に見ていってやらないと、こういうCO₂削減なんていうのは、一たんやると、時間がかかる金がかかるといっても、長い目で見れば、その辺は当然プラス・マイナス、勘定は合ってくるというふうに思いますので、この次買いかえるときに、あれは今のところライトバンタイプみたいなのではないようなので、人が乗る乗用タイプしかないようなので、その辺は使い方としては限られてくると思うんですけれども、ぜひ検討していただきたいと思いますというふうに思います。

バイオ燃料米も含めて今後の、それと町のCO₂削減、ことしの環境フェアのテーマがこのCO₂削減ということなんだそうなので、ぜひ町民にも、ごみ削減から始まるCO₂削減ということで呼びかけていただきたいと思います。

それと、単に遊休で活用ということだけではなくて、間違いなく温暖化が進んで異常気象なんていうことになっていますので、いわゆる行政として町民をサポートする立場から、今度リードする立場ということでは、こちらの方ではよくアンテナを高くしていただきたいと思いますというふうに思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（伊藤一男君） これにて3番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、7番白内恵美子さんの登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔7番 白内恵美子君 登壇〕

○7番（白内恵美子君） 7番白内恵美子です。

3点質問いたします。

1点目。「新学校図書館整備費」の全額予算化を。

子供の読書活動について、国は平成13年に「子どもの読書活動推進に関する法律」を、平成17年に「文字・活字文化振興法」を定め、各自治体に対し、読書活動推進のため学校図書館の充実を求めています。

また、文部科学省は、自治体を支援するため、平成14年度から18年度までの学校図書館整備5カ年計画を立て、増加冊数分として毎年約130億円、総額で650億円を地方交付税で措置しました。しかし、文部科学省の調査によると、学校図書館図書標準の達成率は30%台とのことでした。

そこで、早期の学校図書館図書標準の達成に向け、19年度から「新学校図書館図書整備5カ年計画」を策定しました。新たに更新冊数分の図書整備費として、毎年約120億円、5年間の総額で約600億円を盛り込み、増加冊数分が毎年80億円、5年間で400億円、合わせて1,000億円を地方交付税措置するとのことでした。

柴田町においては、5カ年の整備計画最終年度である18年4月に「子ども読書活動推進計画」を策定し、これまで以上に積極的に子供の読書活動の推進に当たるとしております。

町内小・中学校の学校図書館の整備状況と今後の整備計画を伺います。

- 1) 平成14年度から18年度までの町内小・中学校の図書費は、文部科学省が示した学級数による基準額の何%か。
- 2) 保護者から集金している図書費はどのくらいか。
- 3) 学校図書館図書標準冊数の基準充足率は。
- 4) 19年度の図書費予算は、新整備5カ年計画を考慮した金額か。学校図書館の果たす役割についてどう考えているのか。
- 5) 司書教諭の発令は教育長が行い、図書館業務に携わるための時間的配慮をすべきでは。
- 6) 新整備5カ年計画の全額予算化を行うべきではないか。

2点目。はしか発生時の対応マニュアルの作成を。

現在、関東を中心に麻疹（はしか）が流行し、宮城県内でも大発生の可能性があります。柴田町内での発生が心配されますが、現状はどうなっているのでしょうか。

世界における麻疹対策の現状から見ると、他の先進国に比べ日本は非常におくれています。WHOが麻疹排除に向かう段階を三つに区分していますが、日本はその第1段階の「麻疹患者の発生、死亡の減少を目指す制圧期」に当たります。オセアニア諸国の多くが第2段

階の「集団発生予防期」、アメリカ大陸やヨーロッパ、南アフリカや中近東の一部は、既に最終段階の「排除期」としての対策が進んでいるところです。

日本でも、やっど他の先進国並みに平成18年度から定期予防接種が2回となりましたが、1回接種の人たちの免疫力が低下していることから、麻しん流行の絶滅にはかなりの時間がかかると見られています。

今年度の麻しん流行に対する町の対応について伺います。

- 1) 町内における現時点での麻しんの発生者数は。
- 2) 町内の麻しん発生の情報収集はどのように行うのか。
- 3) 1989年から93年までの5年間はMMR三種混合ワクチンの副作用が問題となり、接種率が低いと言われるが、柴田町ではどうか。
- 4) 宮城県は発生者数を発表していないが、その理由は。
- 5) 幼稚園児や保育所児・児童・生徒のワクチン未接種者・未罹患者の把握はしているか。また、保育士や教職員の把握はしているか。
- 6) 5月15日付県保健福祉部長からの「麻疹流行についての通知」は、「注意喚起及び定期予防接種対象児童に対する早期の接種勧奨について配慮を」との内容だが、住民への周知徹底はどのように行ったのか。
- 7) 麻しん対策について医師会や保健所との話し合いは行ったのか。
- 8) 麻しん発生時の感染拡大防止策をどのように考えているか。
- 9) 町独自の「麻しん患者発生時の対応マニュアル」を作成すべきでは。

3点目。選挙開票時間の更なる短縮を。

私は、前回の3月定例会で、選挙の開票時間短縮の提案を行いました。そのときの答弁は、「4月の県議選では、これまでの開票事務内容を精査し、点検方法や開票作業の工夫、効率的に動くため配置見直しを図り、正確性を重視しつつ、より迅速な開票作業を目指す」とのことでした。4月8日の県議選では、どのような工夫がなされ、結果はどうだったのか。また、7月の参議院選に向け、どのような改革を考えているのでしょうか。

私は、4月8日と22日に開票スピード全国一と言われる相馬市の開票の様子を視察してきました。4月8日の県議選の開票では、午後8時35分、職員60名全員が作業着にスニーカー姿で胸にゼッケンをつけ準備運動を行いました。8時45分、開票作業が始まると体育館の中にピーンと張り詰めた緊張感が漂い、職員1人1人が全くむだのないスピーディーな動きで開披、点検、集計へと進みました。手持ちぶさたの人はなく、一つの作業が終わると実にスムーズに次

の作業へと移る、流れるような集団の動きは、美しささえ感じました。疑問票は、その都度弁護士と司法書士が審査し、開始後16分で立会人に回り、たった22分で開票作業の一切を終了しました。2名の候補者で有効投票数は1万 8,391票でした。

22日の市議選と参議院補選では、午後8時45分、80名の職員全員で先に市議選の開披作業を行い、9時35分に立会人の点検が始まりました。同時に、9時13分に56名が参議院補選の準備に入り、9時18分に開披作業開始、9時45分には参議院補選の点検が終了しました。最後の立会人の点検で手間取りましたが、職員による開票作業は実にスムーズで、候補者23名の市議選と候補者2名の参議院補選の開票事務が終了したのは、10時14分でした。約1時間30分で二つの選挙の開票を終えたのです。ちなみに、平成13年の柴田町の町議選では、候補者32名で職員123名、4時間15分かかっており、昨年の町長選では、候補者2名で職員97名、1時間50分かかっています。

私が3月に行った「相馬市の取り組みについてどう考えるか」という質問に対し、町長は、「大変評価できるが事前のシミュレーションに多くの時間を費やすことは通常業務への影響が大きいと考える」との答弁で、開票事務の改革には消極的でした。シミュレーションに時間を割くことはむだなことでしょうか。職員は、シミュレーションを重ねる中で効率よく仕事をすることの大切さや、通常業務の改善・改革への意欲を養うことができると考えます。相馬市では、職員がゼッケンをつけ、個々の動きを番号で追跡し、マニュアル化するという事です。職員が代わりしても、日本一のノウハウが受け継がれれば、長期的に見てコストは削減されます。市長は、徹底した時間短縮について「職員みずからが計画→実行→検証→見直しという事務事業のサイクルを実地で勉強した」と語っています。柴田町においても、開票事務の改革はぜひとも行うべきではないでしょうか。

質問、1) 4月8日の県議選における開票に要した時間と職員数、時間外手当の金額は。昨年の町長選と比べ何を改善したのか。

2) 今回の統一選では、約600の自治体が開票時間短縮に取り組んだと言われるが、柴田町は全国的に見てどのような位置にいるのか。

3) 職員は4月8日、22日に相馬市の開票を視察したのか。

4) 7月の参議院選に向け、どのような改革を考えているか。前回よりどのくらいの時間短縮を考えているのか。

5) 開票の時間短縮と通常業務の見直しとの関係をどう考えているのか。

6) 開票事務の改革を徹底して行うべきではないか。

以上です。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。1点目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（阿部次男君） それでは、ご質問の大綱1問目、「新学校図書館整備費」の全額予算化を、についてお答えいたします。

まず1問目、平成14年度から平成18年度まで町内小・中学校の図書費は、文部科学省が示した学級数による基準額の何%かについてですが、平成14年度は、町内小学校全体で基準額の50.6%、中学校は基準額の36.9%でした。15年度は、小学校が基準額の68.7%、中学校が67.2%。16年度は、小学校が69.3%、中学校が86.6%でした。17年度は、小学校が68.4%、中学校は84.0%でした。18年度は、小学校が54.9%、中学校が65.1%。そして、19年度は、小学校が基準額の35.5%、中学校が基準額の43.0%というふうになってございます。

2点目の保護者から集金している図書費はどのくらいかについてでございますが、保護者から図書費を集金している学校は、小学校が6校中5校、中学校が3校中2校となっております。金額は、学校によりまして児童生徒1人当たり年額ゼロ円から、多い学校ですと1人当たり1,000円の集金というふうになっております。

3点目、学校図書館図書標準冊数の基準充足率はどうかということについてですが、小学校全体で充足率は75.9%、中学校全体で83.4%となっております。

4点目、学校図書館19年度の図書費予算は、新整備5カ年計画を考慮した金額なのか。学校図書館の果たす役割をどのように考えているのかについてでございますが、1点目で回答いたしましたように、平成19年度は「地方交付税の積算に基づくおよその図書費」、この算定方式により算出した予算化率は、小学校で約36%、中学校で約43%となっております。20年度以降につきましては、町全体の財政事情を勘案しながら、国から交付税措置される学校図書館図書整備費に近づけるよう努めてまいりたいと思っております。

学校図書館の果たす役割の考え方につきましては、学校図書館は児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で学校教育上重要な役割を担っていると認識しております。

特に、社会の情報化が進展する中で、多くの情報の中から児童生徒がみずから必要な情報を収集、選択し、活用する能力を育てることが求められている一方で、児童生徒の読書離れも指摘されております。学校図書館の果たす役割は、一層大きなものになってきていると考えております。

5点目、司書教諭の発令は教育長が行い、図書館業務に携わるための時間的配慮をすべきで

はという点についてですが、現在、柴田小学校、西住小学校以外の4小学校には、各1名の司書教諭が、教員配当の定数内で県教委の方から兼務配置されております。したがって、学級担任等が司書教諭を兼ねることになりますので、なかなか図書館業務に専念できないというのが現状でもあります。校務分掌の調整を図り、司書教諭としての時間がとれるように各学校に指導しておるところでございます。

6点目、新整備5カ年計画の全額予算化を行うべきではという点についてでございますが、ご承知のように町では財政再建プランに沿って取り組み中でございます。来年度以降も、町全体の財政状況を考慮しながら、新学校図書館整備費に近づけるよう努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 2点目、3点目を町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱2点目、はしか発生時のマニュアルの作成をということでございます。9項目ございました。随時回答してまいります。

1点目、町内における現時点の麻しんの発生者数についてですが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条により、麻しんは「五類感染症」に分類され、「定点把握対象感染症」に指定され、あらかじめ指定された医療機関にのみ報告が義務づけられております。麻しんと診断したときには、すべての医療機関や医師が保健所に報告提出する義務はございません。新聞等で公表されている数値については、定点と指定された医療機関での「感染症発生動向調査」として発生状況を集計、公表している感染症でございます。定点以外の医療機関で麻しんと診断されても、公表数値に反映されておられません。

宮城県での公表につきましては、小児麻しん定点は60カ所、大人の麻しん定点12カ所の報告数として公表しております。

仙南保健所管内においては、小児麻しん定点は5医療機関が指定されており、柴田町1医療機関も定点に指定されております。

また、大人の麻しんは1医療機関で、刈田病院のみとなっております。

平成19年6月4日現在、宮城県公表による定点医療機関からの報告数として、麻しん42人、麻しん大人40名でございます。そのうち、仙南保健所管内は、麻しんゼロ、麻しん大人ゼロでございます。柴田町での発生報告は、仙南保健所の方からはございません。

次に、2点目、町内の麻しん発生の情報収集はどのように行うのかについてですが、町とし

ては、仙南保健所、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、仙台大学等から罹患者が発生した場合は連絡を受けます。また、各町内医療機関からの報告についても、町内医師団を通して、発生した場合の報告を依頼しております。

3点目、1989年から93年までの5カ年間は、MMR三種混合ワクチンの副作用が問題となり接種率が低いと思われるが、柴田町はどうかということでございます。

随時申し上げます。平成元年、1989年、対象者 399人、接種者 326人、接種率82%。1992年、対象者 406人、接種者 377人、接種率92.9%。1991年、対象者 389人、接種者 348人、接種率89.5%。1992年、対象者 342人、接種者 319人、接種率93.3%。1993年、対象者 338人、接種者 296人、接種率87.6%であり、接種率約9割との結果からも、低いとは言えないのではないかと考えております。

4点目、宮城県は発生数を公表していないと、その理由についてでございますが、宮城県においては、県のホームページにおいて週単位として麻しんの合計数値を公表しております。また、宮城県結核・感染症情報センターのホームページには、週報「宮城県感染症発生動向調査情報」として、県内保健所単位の疾病ごとの発生者数を公表しております。

5点目、幼稚園児や保育所児・児童・生徒のワクチン未接種者・未罹患者の把握はしているか。また、保育士や教職員の把握はという点でございます。

5月29日、県子育て支援室長より「保健所における麻疹発生状況に係る調査」の依頼を受け、麻しん発生状況を週1回県に報告しているところでございます。4月1日から現在まで、保育所、児童館においては、麻しんに罹患した児童はいない旨の報告をしております。

さて、保育所におけるワクチン未接種児・未罹患者の把握についてですが、入所時に麻しんを含む予防接種実施状況や以前にかかった病気などを記載する「健康状況記録表」を保護者から記載していただいておりますので、未接種児童は把握しております。

また、幼児型児童館においても、同様の記録表を提出していただいております。

なお、今回のような麻しんの大流行を受け、5月30日に再度「はしか予防接種状況調査」を、各保育所、児童館、むつみ学園の児童、保育士等を対象に実施しているところでございます。

町内小中学校、町立第一幼稚園においても、5月30日現在、麻しんに罹患した園児、児童・生徒はございません。児童生徒、園児のワクチン未接種・未罹患者の把握については、健康手帳や保護者への調査を依頼し、把握してございます。教職員についても、同様に調査を実施し、ワクチン未接種・未罹患者等について把握いたしました。

6点目、5月15日付県保健福祉部長からの「麻しん流行について」の通知は、「注意喚起及び定期予防接種対象児に対する早期の接種勧奨についての配慮を」との内容だが、住民への周知徹底はどうかという点でございますが、5月15日付の県からの通知については、速やかに町民への広報手段としてお知らせ版による周知を考えましたが、しかし、15日号を発行したばかりでございましたので、最短でも2週間おくれの6月1日号「お知らせ版」による広報とさせていただきます。また、その間保健センターで実施される各種検診や相談時には、予防接種の説明と勧奨を保護者一人一人にいたしております。ホームページ掲載については、町内医師団と相談して掲載をいたしていきます。

保育所、学校等の施設については、担当者に発生状況の確認や県からの通知文、マニュアル「保育所・幼稚園・学校等における麻しん罹患発生時の対応マニュアル」、これは国立感染症研究所感染症情報センターの監修となっております。その配布等を行い、情報の共有と対応の統一を図っております。

予防接種担当医11機関には、ワクチン在庫の状況や入荷状況等について連絡を密に行うとともに、医療機関としての対応等についても協議しながら対応しています。

7点目、麻しん対策について医師会や保健所との話し合いは行ったのかについてですが、直接に会議開催はいたしておりません。県は、県医師会を通じて各医療機関に最新の情報と対応を通知指導しております。また、保健所や市町村にも同様の通知をし、情報の共有化を図っております。

また、仙南地域医療対策委員会柴田支部委員会理事会会議においては、柴田郡内の情報提供や、柴田町医師団とは柴田町としての対応策を密に話し合いを行い、指導を受けております。

8点目、麻しん発生時の感染拡大防止策をどのように考えているかという点でございます。

保育所・幼稚園・学校等においては、麻しん患者が1名発生した時点で直ちに次の対応を開始することとしております。

- ①保護者等から関係機関への連絡。校医、園医から監督部署に、監督部署から保健所・町にという流れになります。
- ②対策会議の開催。必要に応じて校医・園医、監督部署・保健所の出席を求められます。
- ③罹患の調査・校内の麻しん発生状況の確認。
- ④患者との接触者への対応。
- ⑤感染拡大防止策の実施。
- ⑥有症状者への対応。

⑦最後の麻しん患者と園児・児童・生徒・職員との最終接触日から4週間新たな麻しん患者発生がない場合には、専門家と相談し終息宣言。

その他の町民の皆さんには、帰宅時に手洗いやうがいの慣行と外出を控えたり、人が集まる場所には出向かないようお知らせ版やホームページで広報をしていきます。

9点目、町独自の「麻しん患者発生時の対応マニュアル」を作成すべきだという点ですが、麻しん患者発生時の対応については、保育所・幼稚園・学校等における麻しん患者発生時の対応マニュアル、これは先ほど申しました国立感染症研究所感染症情報センターの監修で対応いたしますので、町独自では作成をしておりません。

平時の対応については、一つとして、未接種者、未罹患者の把握とワクチン接種の勧奨として、乳児相談、1歳6カ月児・2歳児歯科、3歳6カ月児健診等の機会を利用して、保護者に予防接種の必要性を説明いたします。

二つとして、入園、就学時健診等の機会も利用して接種漏れ者のチェックを行い、勧奨していきます。

三つとしては、毎日の欠席者の状況を確認し、麻しん患者の早期発見に努める等の対応を実施いたしたいというふうに思います。2点目は以上でございます。

3点目、これは選挙開票時間ですね、6項目ございました。随時回答してまいります。

1点目、4月8日執行の宮城県議会議員の一般選挙における開票に要した時間と職員数等々でございます。

開票に要した時間は84分で、開票事務従事者の数は113人、時間外手当、これは開票事務従事者手当でございますが、36万6,000円ございました。

今回の県議選において開票事務について改善した点や工夫した点については、次のとおりでございます。

一つは、開票立会人に対する投票箱が空であることの確認方法を変更したことです。従来は、開票開始宣言の後、各投票所の投票箱から投票用紙を開票台にあけ、投票箱が空になったことを開票台から開票立会人に示し、すべての投票箱の確認が終わってから開披作業に取りかかっておりました。今回は、各投票所の投票箱から投票用紙を開票台にあけた後、空の投票箱を所定の場所に持っていき、そこで開票立会人が確認する方法に変更いたしました。このことにより、開披作業に取りかかる時間が少なくとも5分は短縮できたと考えております。

また、開票立会人に実際に席を立って投票箱のところまで行って確認することになり、座っていればいいという従来の考え方を改めていただくという効果があったものと思います。

2点目は、計算係と第2点検係を統合いたしました。開票の方法を一部変更し、従来の第2点検係、束ねられた票に他の候補者の混入票がないか二次的に確認する担当を廃止し、計算係と統合して点検の迅速化を図りました。また、票の計数を3段階で実施し、単に迅速化ということだけでなく、開票において最も重要である正確性を高めるよう配慮いたしました。

次に、2点目、今回の統一選で約600の自治体が開票時間短縮に取り組んだが、全国的に見て柴田町の位置はどの程度かということでございます。

開票時間につきましては、投票率による当日の投票者数や候補者の数など、その選挙により状況が異なり、一概に時間だけの比較は難しい面がございます。そここのところを踏まえた上で、柴田町の全国的な位置づけをあらわすデータは持ち合わせておりませんが、早稲田大学のマニフェスト研究会が4月8日執行の統一地方選挙における市区以上を対象にまとめた開票スピードランキングを参考にいたしますと、所要時間84分という時間は、能代市、十和田市と同じで、東北の60の市区の中では16番目になります。4月21日の、これは河北新報で報道されております。全国市のランキングでは、553市中166番目になります。なお、所要時間の全国平均は1時間57分（117分）でございます。

3点目、柴田町は4月8日と22日に相馬市の開票を視察したのかということでございます。

4月8日、22日の相馬市で行われた選挙の開票については、残念ながら視察することはできませんでした。ただし、大坂議員から、4月8日の相馬市の開票の様態を撮影したビデオを拝見させていただく機会をいただき、書記長以下、担当職員及び開票に従事する各係の主任が見ることができ、大変参考になりました。ありがとうございました。

次に、4点目、7月の参議院選に向け、どのような改革を考えているか。また、前回よりどのぐらいの時間短縮を考えているかという点でございます。

具体の案としては、開票台のかさ上げ、分類箱としてイチゴパックの導入、運動靴の着用、事務従事者の作業の動線を考慮した会場レイアウトの見直し、投票用紙束数、現在100票でございますが、その見直しなどを検討しております。

実施に当たりましては、一つ一つの項目をさらに精査した上でのことになりますが、これらの項目を実施することにより、開票事務の効率化及び迅速化、さらに事務従事者の負担軽減につながるものと考えております。

なお、前回、平成16年に行われた参議院選挙での開票時間は5時間でありましたので、当面は30分短縮を目標に取り組みたいと考えております。

次に、5点目、開票時間短縮と通常業務の見直しとの関係についてどう考えているかという

こととさせていただきます。

時間短縮による開票事務の改革は、選挙という民主主義の根幹にかかわる重要なものでございます。それゆえに、正確性や公平性を確保しなければならないのは当然のことであり、それと同時に、「選挙結果を速やかに選挙人に知らせる」ことも重要でございます。開票事務改革によって開票にかかる時間が短縮できれば、主権者である住民に対して、結果を早く知らせることができるだけでなく、経費の削減にもつながります。

また、開票時間は、ミスがあれば長引くことが通例ですので、開票時間の短縮を目指すことは正確性を高めることにもなります。何より重要だと考えますのは、開票事務が前例踏襲型から目的達成型へ進化し、職員の意識改革につながることでございます。開票事務は目標を設定し、それに向けさまざまな意見を出し、検討して実施し、成果を出す、結果として意識改革になるための一つのツール、機会でございます。この流れの中で得られた考え方、意識改革を、役場のほかの通常業務の個々の見直しへとつながれば、積もり積もって、町の財政再建を下からサポートする大きな力になるものと考えております。

なお、役場の業務の中には、相談業務などのように時間の短縮にはなじまない業務があるということもご理解いただければというふうに思っております。

6点目、開票事務の改革を徹底して行うべきではという点でございます。

議員おっしゃるとおりと認識しております。他の先進自治体の取り組みを参考にしながら、従来の方法に固執することなく、柴田町で導入できるものは積極的に導入を図り、またまねすることのみならず、プラスアルファで柴田町独自の方法でできないかなど、改良に改良を加え、さらなる向上を目指していくつもりでおりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問ありますか。認めます。

○7番（白内恵美子君） 町が行った子供の読書活動推進に関するアンケート調査、17年度に行った分です。ここの13ページに子供たちの現状が載っております。「あなたは学校の図書室や学級文庫から1カ月にどれくらいの本を借りますか」に対して、小学3年生はゼロ冊 2.6%、1冊から2冊24.7%、3冊から4冊30.5%で、ゼロ冊から4冊までが57.8%。これが小学5年生になると、ゼロ冊が20.9%、1冊から2冊が47.1%で、ゼロ冊から2冊の合計で68%。中学2年生になると、ゼロ冊が78.3%、1冊から2冊が19.6%、合わせて97.9%になります。それで、なぜこういう数字なのかなと思って見てみましたら、次のページに「あなたが学校の図書室を使うときに一番困ることは何ですか」で、読みたい本がない、小学3年生では33.5%、小

学5年生では50%、中学2年生でも50%。いかに柴田町の学校図書館が子供たちの役に立っていないか、子供たちから支持されていないかということが、まずこの数字を見ただけでもわかるかと思います。

それで、このアンケート調査の結果つくられたのが、柴田町子ども読書活動推進計画で、平成18年4月1日になっておりますが、この中に載っている、12ページに、行政における推進活動として、読書環境の整備充実、18年度は施設の蔵書の充実、19年度は施設の蔵書の充実のほかに学校図書館担当の事務員の配置も載っております。それで、この計画によれば18年度から学校図書館の蔵書の充実が図られるはずだったんですが、柴田町の場合は、先ほどの教育長の答弁のとおり、かなり低い数字。特に、16年、17年度は少し図書費がアップしたにもかかわらず、18年、19年は下がっておりますので、かなり低い数字。特に、19年度の国の示した図書標準から見ると、小学校が36%、中学校が43%という、余りにも低い数字なわけです。それで、この数字だけ見ると「ああこのくらいなのか、半分にも行かないのか」で終わってしまうんですが、もっとあるんです。柴田町の場合、学校図書館の本、基準充足率、小学校75.9%、中学校83.4%という答弁でしたが、実際に使われる本がどのくらいなのか、ここがとても重要なんです。それで、その数字は、教育委員会として、大まかでいいですが、どのくらいの本が実際に利用可能な本なのか、つかんでいますか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（薊 千代君） 17年度の蔵書数、それとあと廃棄した数ですが、その数を入れますと今現在、例えば全体で言いますと小学校が3万9,157ということは、廃棄処分ということで、要らないのかなということで、その辺の学校図書ボランティアの方たちの協力を得まして、すべて片づけておりますので、これが常に使われている本の冊数かなということを感じております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 教育総務課長は、実際に学校図書館の本の内容をごらんになっているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（薊 千代君） 先日、船岡小学校とか、あとほかの学校も、ちょっと図書室を見てきましたが、子供たちもいろいろな本を見ていまして、結構学校の中で教科を担当している先生なんかも連れてきてまして、利用されているのかなと私の方は思っております。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君）　そういうふうに思っただけでは、何にもならないんです。実際にどれだけの本が、内容がつかえるのかということが大事なわけです。前にある学校に、町外の学校図書館に勤務している現職の司書に来てもらって、見てもらったら、2割だと言われました。「この中でほぼ2割しか使えませんね」と。そうすると充足率は、例えば75.9%であっても、その中の2割しか使えないとなれば、掛ける0.2ですから、いかに低いかわかりますよね。これは、学校間によって、とにかく学校ごとに格差はあります。その学校によって違います。だから何とも言えないんですが、一つの学校では2割だろうと言われました。そうすると、そういう目で今後は見ていかななくてはいけないと思うんです。そうすると、今柴田町がやらなければならないのは、まずは本当に使っていない本、使えない本、内容がとにかく古くて何の役にも立たない本、傷んでいて使えない本を、まず廃棄することです。それで、廃棄した後の冊数から見て、基準冊数まで持っていくためにどれくらいの予算を計上しなければならないのか、今課長の方を向いて話しているんですが、実際にはそこにかかってくるわけですよ。国が示した基準というのは、あくまで私は基準だと思うんですが、でもここまで満たせば、学校図書館としてやはり機能を果たすと思うんですよ。

それで、国のやり方として本当にひどいなと思うのは、地方交付税措置なので、最終的には町に任せているわけですよ。ですから、これは教育長や町長の判断になると思うんですが、柴田町の学校図書館が本当にこのままでいいのか。私も議員になって6年間、数えてみたら9回も学校図書館のことを一般質問していたんです。本当に毎年毎年、このままではいけないと思いつながら、なかなか変えられずにいたんですが、この辺でしっかりと今の学校図書館の実情というのを、この全体の中で、ここにいらっしゃる皆さんの中でも、きちんと把握すべきだと思うんです。かなりひどい状況です。

宮城県というのは、公共図書館ばかりではなく、学校図書館もほぼ全国最下位だと言われているところです。その中でも、名取や岩沼、あと仙台市がそれなりにやっています。そういうところも含めて最下位なんですから、今の柴田の状況というのは、本当に全国的に見て一番下のレベルにあるわけです。先ほどの充足率七十何%の2割しかも使えないとなれば、本当に20%にも満たない、十何%ぐらいしか使えない本しかない、基準よりも。これで私たちの町の小・中学生、教育環境が整っていると言えるのでしょうか。ことは、しっかりと見直してほしいんです。国も初めて、蔵書の分ではなくて、更新という分も地方交付税措置してきたわけです。特に、小学校ぐらいだと、傷んできた本はまた同じ本を買いかえるんですよ。社会科や科学なんかだとそうでもないですよ、情報は常に変わっていますから、本来は常に新しい本

を入れていかなければならないんですが、どちらかという読み物は何十年と読み継がれるような、子供のたちの人気の本というのは買いかえなくてはいけないわけですね。ですから、今回更新冊数としても盛り込んでいるわけです。

それで、国が示してきたこの数値というのは、やはり柴田町でも、もっと守っていかなくてはならないと思うんですよ。どうしても、親たちからそういう、学校図書館をもっと整備してほしいという声が出て、言い逃れするんですよ、「いや、地方交付税で措置されて実際にはその金額全額入っていないんだから、町は予算化できないんだ」という説明をするんですけども、それでは何もならないんですよ。学校図書館をよくしなければ、子供たちの環境を整えることはできません。今の子供たちがどういう状況に置かれているかということを考えれば、特に全国的にもいじめや自殺、それから悲惨な事件というのは増加しているわけです。読書というのは、子供たちの心を育てるだけではなくて、読むことにより言葉を習得して、言葉で考えて、自分のことをきちんと考えられるようになるわけです。そういう人間を育てていかない限り、いろいろな事件を減らしていくわけにいかないんです。柴田も、田舎町ではあるけれども、いろいろな事件は都市以上に起きています。ですから、もっともっと子供たちに寄り添って、子供たちにとって何が大切なのかを考えていかなくてはいけないと思うんです。それで、先ほど言いました、この廃棄に力を入れるということを、まずことし課題としてはいかがでしょうか。

ただ、一つネックになるのが、おもしろいですね、学校というのは、冊数が少なくなるというので、廃棄には消極的なんです。ですから、廃棄する場合は、やはり教育委員会の方が主導して、それで予算をつけるという裏づけがない限り廃棄というのはできないんです。とにかく、どれくらいの本が使われているのか、要らない本がどれだけあるのかを、まずもう一度調べてみてください。前にも太田教育長時代に言って、それで大分何千冊も廃棄した学校もありましたけれども、その分じゃあ予算をつけたかという、つけていないわけですよ、町は。ですから、廃棄する分についてはつけるんだということを約束して学校図書館を整備していかなければ、この計画どおりには全くいかないわけです。せっかく計画を立てても何もなりません。どうでしょうか、町長。要らない本はとにかく廃棄する、廃棄分についてはきちんと予算化していくという、そういう約束をやはり学校と結ぶべきではないでしょうか。その辺についてどうお考えですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） おっしゃるところは十分理解はできるんですが、これからはやはり学区

制が廃止されて、教育環境の整備の行き届いているところに私は住民が住んでくるといった感覚は持っておりますので、教育環境の整備というのは大変重要な政策の一つになるというふうにご考えているところでございます。これまでは、継続事業、ハード事業で、大分そちらの方に予算を計上しなければなりませんでした。おかげさまで、大きなハード事業については18年度で見通しがつきましたので、今後はもう少し教育の方に力を入れていかなければならないと、そのように思っているところでございます。政策のウエートを移していくという方向性は、私の気持ちの中にございます。

ただ、そこで問題なのは、よく理解していただきたいのは、町民の方々にも、予算をつけるということは別の予算が削られるんですよというところを徹底しないと、予算は回せないというところもご理解いただかないといけません。というのは、今回刷新分で120億円、増加分で80億円、年間200億円の地方交付税が、文部科学省は地方に渡すということであれば、地方交付税は全体として何%かふえてくるはずでございます。ところが、これは本だけではございません。家賃対策補助、それから保育所の運営費用を地方交付税で見ます、等々を全部地方交付税に金額を入れますということであれば、昨年もらった地方交付税、柴田町24億円でございますが、それよりどんどんどんどんふえて地方交付税が交付されなければ、おかしな理屈になるわけです。ですけれども、実際ことしは4.4%、昨年より減らすということでございます。せっかく文部科学省が200億円の地方交付税をふやすんだと了解しているにもかかわらず、地方交付税が減っておりますので、その分どこかのサービスを削らなければならないということであれば、全体として下げなければならない。とにかく、新しいところに回すには、どこかの事業をやめるという判断を議会でもやっていただかないといけないのではないかなと。これが本当の取捨選択、集中と選択と、こういうふうにならざるを得ないというふうにご考えているところでございます。

柴田町、6月に町民税、税源移譲で税金がふえることになっております。計算上は3億円8,000万円ふえることになっております。まだその3億8,000万円は、徴収率100%で見えております。ところが、この議会でも話題になっておりますように定率減税が廃止される、高齢者も廃止されるということでございますから、増税感が増している、徴収率が下がるということでございます。

ところが、一方で、地方譲与税は既に柴田町では3億円減額されております。ですから、今のところ柴田の町長には、徴収率100%で8,000万円、住民にサービスできると、これが確保されれば、当然ふえますのでね、文部科学省の言う更新増加分、対応していかなければならな

いというふうに思います。

ところが、7月の地方交付税で4.4%減らすというふうに言われて、それで積算しております。大体柴田町では9,000万円でございます。税源移譲が3億8,000万円、地方譲与税、地方交付税、合わせて、どうなるかわかりませんが、もし3億9,000万円減らされるということになれば、1,000万円のサービスを削らなければならない。といった場合に、図書費に入れるとすれば、どこかの事業をまたサービスをカットしなければなりません。そういう前提の上でふやしていくということを私は考えているということをお伝えいただかないといけないということです。その点、これからは、いろいろな図書館を見てまいりましたけれども、私も本が好きなので、これでは子供たちに情報を与えるといってもちょっと無理だと。船迫小学校にもこの間行ってきて、全部本を見ましたけれども、ちょっと厳しいということがございます。ですから、予算の関係も考えまして、やはり図書運営の充実ということは率先してやっていきたいと。

ただ、そういう裏に隠されている予算上の問題もあるということもお話ししていただかないといけないということも、ご理解賜りたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 今のは答弁にならないと思うんです。柴田町として教育に対してどう考えているかということなんです。学校図書館は、基準よりも余りにも低い状況がずっと続いているわけです。それをそのままにしておくのかということなんです。今の説明では、何の……、だからつけられませんかにはならないはずですが、基準に満たないわけですから。子供たちは、義務教育として地域の学校に通ってくるわけですよ。その子供たちに十分な教育環境を提供するのが、私たちの責務なはずですから、行政、議会とも、もっと真剣にこれは考えなくてはいけない問題だと思うんです。今までこうだからこれよりふやせないのではなくて、今まで低く抑えてきたためにひどい状況になっているんだから、まず標準まで、基準まで持つていこうと。それには優先順位をどこに置くかですよ。今まで後にしていたために、減らして少ないままでやってきたわけです。だけれども、一番大事なことだとなれば、先にそれを考えますよね。

そして、幾ら増額しろといったって、各学校1,000万円も2,000万円もなんて言っているわけではないんですよ。大体学校は、今司書もおられませんから、急に、例えばじゃあ各学校500万円ずつ出しましょうといったって処理できないわけです。できる範囲というのもあります。せめて50万円ずつ余計に予算化する、それで5年間やれば、大分そろってくるはずですよ。廃棄

もできます。各学校、例えば生徒数によっても違いますから単純には言えませんが、例えば平均50万円だとしたって450万円ですよ。それを地方交付税がどうの、4.4%減らされるのがどうのって、そういう説明で逃げようといっても、それはやはり町長、おかしいと思いますよ。

それで、町長はそういうお話を、例えば保護者にもするわけです。そうすると、保護者というのは、「ああ、町は大変だから、仕方がない、我慢しなくちゃいけないんだ」というふうに思ってしまうわけです。だけれども、それはおかしな話ですよ。町がやはり教育についてどう考えているのかを示すべきですから、ここは、ことしはぜひやっていただきたいと思います。今幾らか何とかかなりそうだとするのであれば、真っ先に学校図書館にまず取り組むべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 図書費を増額しないということではなくて、その背景もしっかり理解していないと、教育問題で増額すると、これはやっていくという方向でおりますが、そのほかにも町民の要望はいっぱいあるんだと。福祉の問題でもあるし、生活環境の問題、道路の問題、側溝の問題等ですね。そういったときに、町民全体の中でその方向性が教育ということで行こうと、今そういうふうに政策を転換しようとしているわけです。ただ、その背景には、こういう財政事情もあって、今職員の給料をカットしてまで財政再建の方に取り組んでいる状況と、こういうことも理解した上での教育予算なんだということを町民の方に理解していただかないと、おこなっているのは教育だけではございません。福祉の問題でも、乳幼児医療の問題でもありますし、あと妊婦の健診の問題でも柴田町はおこなっております。全部上げなければならぬということが、今要求されているわけです。ですけれども、今は職員の給料をカットして、何とか財政運営をしている状況でございますので、それを理解した上で教育の水準を上げるんですよということをお話ししていただきたいということを申し上げたものでございますので、つけないということではございません。ですから、これから教育の方に少しずつかじを切りかえていくというお話をさせていただいたところでございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） やはり今の答弁を聞いていても、教育に対して本当に力を入れようというふうに思っていないなあと感じてしまうんです。大した額ではないんです。ほかのところをどうにかして削れば何とか回せる。職員の方も、削られた報酬が、給料が、子供たちのために回っている、これも子供たちのために回っているというのであれば、決して嫌な思いはしないというか、嫌な……、だれも不満はないんじゃないですか。それを、だって何億円も回せな

んて言っているわけではないですよ、たったこれだけの金額を何で町は出せないのかと言っているわけです。それで、整っているんならいいですよ、学校図書館がこれでもう十分だというならいいけれども、余りにもひどい状況をずっと長いこと続けてきて、何十年も前の資料がまだ残っていたりするわけです。何にも使えませんからね。この情報化時代にあって、柴田町の子供たちがそれでいいのかということを実際に考えてほしいわけです。ことしはぜひ予算化をお願いしたいと思います。

それから、保護者の声として、こんなのも出ていました。朝読書を行うようになって子供が本を読むのはうれしいんだけど、本代がかかるのが困る。やはりなかなか、子供たちに十分に家庭でも買ってあげるのは大変なんですよ。それは、やはり税金で賄っていくべきだと私は思います。

では、次に行きます。はしかです。

そうすると、はしかは定点観測なので、柴田では実際にどのくらいの数字かは、わからないということでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） お答え申し上げます。

現在、先ほど町長が答弁で申し上げました定点観測での数値の公表ということになっていきます。その公表数値におきましては、本町からの発生は、現在のところゼロでございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） では、健康福祉課として町内の内科や小児科に対して、麻しん発生がなかったかどうかの確認はしていないわけですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） その点につきましても、先ほど町長が答弁申し上げてございますが、町内の医師団を通しまして、その発生の状況があれば逐一報告願いたいというようなことで依頼申し上げますが、現在のところ報告はございません。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 医療機関で聞いたところによると、町からは何の問い合わせもなかったし、そういう報告をするようにという医師会からの指示もなかったとのこと。それで、実際に柴田町では麻しんは発生しております。それは、課長としては全然聞いていないんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 先日も医師会の役員会がございまして、そのときにも確認しておりますが、報告は聞いておりません。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） そうすると、現状を町は把握することができないということになると思うんですよ。ですから、私が麻しん患者発生時のマニュアルをつくった方がいいというのを出しているのは、それなんです。別に定点観測ではなくても、小児科や内科で麻しん患者が発生したらすぐに町にも届け出る、保健所だけでなく町にも届け出るというシステムをつくらないと、健康福祉課自体が全く把握していないことになりますよね。今のままだとそうだと思うんです。

それで、先ほど町長答弁では、ガイドラインに沿って行うようなことは言っているんですが、実際には、その対応マニュアルというのは、結局今回は全く何の役にも立たなかったわけですよ。だから、町独自の対応マニュアルというのは、やはり必要なのではないのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） この点につきましても、先ほど8点目の質問というようなことで町長が答弁してございますが、保育所、幼稚園、学校等における麻しん患者発生時の対応マニュアルがございまして、このマニュアルに沿って、現在、保育所、幼稚園、学校等においては、このマニュアルをお渡ししてございますので、このマニュアルに沿って対応をお願いしてございます。あくまでも、麻しんのことにつきましては、予防しか方法はない、予防でワクチン接種による方法しか予防策はございません。それで、このマニュアルによりまして、流行時のこのマニュアルの実施は極めて困難であるために、平時からの備えが一番大事だというようなこととございます。それで、もし万が一発生した場合には、1名発生した時点で直ちに対応策を講じるというようなマニュアルでございまして、関係者、関係機関へ直ちに連絡。それで、一番大事なことにつきましては、校医さんとか園医さんには直ちに報告して指示を受けるというようなことで、このマニュアルに沿って今後とも対応してまいりたいと、そのように考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） それは全町的なマニュアルではないですよ。大人もはしかになるんですよ、その辺はどうお考えですか。だから、一つの医療機関で麻しん患者が発生したというときにも対応できるマニュアルでなければ意味がないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 確かに、従来ですと、はしかにつきましては子供がかかる病気というようなことでとらえていた風潮があったのかなと思います。従来ですと、子供のうちにはしかに感染しまして、自然に免疫を獲得するのが通常でございましたが、最近10代、20代の方に流行しているということにつきましては、この免疫が、接種後10年ぐらいたつと自然に消えてしまうとか、あとワクチン接種して抗体が獲得できるのは95%とか、5%の方は免疫が獲得できないとか、そんなことも原因として今回の発生の要因として考えてございますので、今後とも、まず母子手帳の交付時に各予防接種時の予防接種の考え方といいますか、大事だ等々の啓蒙普及から、それと各種2歳とか3歳、6歳児の健診とか、その健診時をうまくとらえまして予防接種の大事さを訴えてまいりたいと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 今だから、町は全然大人のことを考えていないんですよ。大人がかかれば、ワクチン未接種の子供にも移ってしまうわけです。今回は、高校生や大学生が全国的にはかなりかかっています。よく柴田で高校生、大学生がかからなかったなどほっとしているところで、このままいけばいいなどは思っているんですが、実際には、大人がかかるわけですよ。特に30歳未満、ワクチン未接種世代が今かかっているわけですよ。その人たちがかかれば、未接種の子供たちがかかる可能性が高いし、それから今、課長の答弁にもあったとおり、実際には接種しても5年から10年でゼロに近づいていくということがあるわけです。

それから、私が一番気になっていたのが、前にも議会で質問したことがあったんですが、柴田町では平成9年から12年までの4年間、千葉血清という、余りワクチンとしての効果がないと言われた——後から言われたからそのときは仕方なかったんですけども、それを使っていた時期が4年間あるわけです。そこに該当する子供たちの数は1,000名を超えるはずですから、その子供たちは、かかる確率としては高くなってしまいうんですよ。今の2年生から5年生か6年生の年代になるかと思うんですが。そうすると、今回例えば小学校でもし発生してしまったら、その子供たちというのは危ないわけです。それで、はしかの情報というのは、全町民にできるだけ速やかに伝えるべきだと思うんです。今回、県からの通知も、結局6月1日の「お知らせ版」になってしまいましたよね。その時点で、まず保育所や幼稚園、小・中学校はすぐに連絡をすべきだったと思うんです。実際に6月1日の「お知らせ版」が出たときには、もうワクチン接種したくともない状況になっていましたし、それから検査もできない状況になっていました。それでは何の意味もないんですよ。早く情報を流すということが大切だと思うんです。そういう意味でも、ガイドラインをつくって、1人でも発生したときにどうするか、全町

民への周知徹底をどうするかが盛り込まれなくてはいけないと思うんですよ。その辺についてはどうお考えですか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 大人のはしかにつきましての啓蒙普及については、今後検討してまいりたいと思います。

それで、現在一番急がれますのは、定期接種の子供です。1歳から2歳までの定期に受けなくてはならない世代の子供さん方に個別に、もう接種したのか、まだ接種していないのか、その辺今情報収集していきまして、関係者には直接お知らせ、啓蒙しようと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。 [午前11時53分 14番水戸和雄君 退場]

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。 [午後1時 17番杉本五郎君 入場]

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番白内恵美子さんの質問を続けます。白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） 沖縄県では、平成10年度以降二度の流行で乳幼児が亡くなったことから、麻しんの拡大防止を図ることを目的に、麻しん発生時対応ガイドラインを作成しておりますが、このことについてはご存じでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 詳しくは、中身についてまではまだ見ていません。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

○7番（白内恵美子君） ホームページで調べられますので、ぜひ見ていただきたいんですが、先ほどからの答弁を聞いていると、どうしても町と保健所、医師会との関係も、よくやはりわからないんです。感染症が発生した場合どうなっていくのかというのが、私も聞いていても全くわからない状況だったので、全住民に知らせるためのガイドラインをきちんとつくっておくと、今後ははしかに対しては安心ではないかと思うんです。まずこのことはどうでしょうか。やはりガイドラインについて町独自に、小学校や幼稚園とかだけの対象ではなくて、全住民を対象にしたガイドラインをつくるべきだと思うんですが、再度お聞きします。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

- 健康福祉課長（平間洋平君） ただいまの質問につきましては、町には医師会がございます。医師会もありますし、あと接種をお願いしています、11指定医療機関があります。それで、三者と本町において本町らしいといえますか、とるべきガイドラインがどうしても必要なのかどうか、まずその三者でもって検討、協議してまいりたいと考えてございます。
- 議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。
- 7番（白内恵美子君） 三者だけではなくて、住民の方も知らなければならないことがたくさんあるわけです。例えば麻しんの疑いがあるときに、勝手に病院に行かれては正直困るんですよね。そうではなくて、前もって連絡をして、何時に行けばいいのか、その指定医療機関はどこなのか、それがわからないとどうしていいか困るわけです。それで、実際に何も知らないで通常の普通の患者がいるところに行って、麻しんを拡大させては困るわけですよね。だから、住民が、麻しんが全国的にはやってきたとか、あと例えば、この町で1人でも発生したとなったら、自分も危ないというふうに思ってもらわないと困るわけですから、情報は提供しなくてはならない、1人でもある場合ですよ。だから、定点観測では、それはできないわけです。ホームページで常に最新情報を知らせていくということが大事だと思うんです。そういう細かいことを一つ一つきちんと盛り込んで、疑いがある住民の取る態度に対しても、きちんと盛り込まなくてはいけないと思うんですよ。そういうガイドラインが必要ではないかと言っているんですが、いかがでしょうか。
- 議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（平間洋平君） 先ほどお話し申し上げましたマニュアルですが、そのマニュアルの中に有症状者への対応というようなことで、毎朝検温して37.5度以上の発熱を認めた場合には、学校を欠席し、医療機関へ速やかな受診を勧奨する。それと、医療機関を受診する際には、電話であらかじめ校内での麻しんが流行していることを伝え、受診の仕方を確認してから受診するようにと。そういうことで、マニュアルで指導は徹底してございます。
- 議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。
- 7番（白内恵美子君） それが全住民に周知されていないのではないですか。
- 議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。
- 健康福祉課長（平間洋平君） それと、この予防接種につきまして、国は予防接種法の定めがございます。それで、予防接種、はしかにつきましては、18年度、17年度までは1回です。実施回数については1回、18年度から2回になりましたが。それと接種時期につきましては、麻しんにつきましては生後90月までという、その接種する時期の定めもありますので、これら法

との整合性も図らなければならないと考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） どうも課長は小さい子供だけを思っているように感じるんですが、全町民を対象にしたガイドラインが必要だと先ほどから言っているわけですよ。そのところは検討していただきたいと思います。

それで、私がこれに今こだわっているのは、一番心配なのは、新型インフルエンザが出た場合、じゃあこの町はどうするんだと。先ほどからの答弁を聞いていると、何の対応策……、速やかな対応ができないのではないかなと思って聞いていたんです。かなり不安を覚えています。やはり危機管理の面からも、対応は速やかに行わなければいけないし、全住民に対して情報提供を徹底して周知しなければならないわけです。その方法が、まだこの町でできていないわけですから、これからつくっていかなくてはいけないと思うんですよ。だから、麻しん発生時対応ガイドラインだけではなくて、実際にほかの感染症ができた場合どうするのかということを含めて、今後考えていただきたいと思います。それについては、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（平間洋平君） 議員おっしゃる方向で検討・対応を勉強してまいります。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 選挙開票時間の短縮の方に移ります。

4月22日の相馬市の開票の様子は、何か見に行かなかった理由はあるのでしょうか。ダブル選挙で、それで車で1時間で行ける相馬市が日本一の記録を達成したばかりなんです。それで、4月22日は今度はダブル選挙だと。じゃあどういうふうにするのかというのは、私は物すごくわくわくして、どんなことをやるんだろうと思って見に行ったんですが、職員の皆さんは全くそういう、相馬が日本一ということに対しては刺激を受けないのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 22日に見に行かなかったということですが、私個人として本当に行きたかったんですけども、ちょっと私、私用的なものがありまして、職員等に対して命令というふうな形になりますと時間外とかなんかいろいろありまして、そういうのも考えて、私自身が行こうという決断をしておりましたが、それがちょっと、仕事ではなくて、別なのが出まして行けなかったという事情でございました。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 開票事務の迅速性と正確性については、どう考えていますか。この間

ビデオを見たときは、ゆっくり丁寧にやらないと正確にはできないというような声が出ていたと思うんですが。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 迅速性と正確性等につきましては、迅速の考え方があろうかと思えます。むやみやたらに時間を限定して、ここを目標としてやれやれというような、それを指すということでは、やはり正確性に欠けるだろうというふうには思います。

ただ、きちんとした訓練をし、目的を持って迅速性を図るということであれば、それに伴った正確性もおのずと出てくるというふうな考え方を持っています。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 相馬市では、スピード開票に挑む職員1人1人の緊張感というのが、見ている方にも本当にびんびんと伝わってきたのですが、結果的にその緊張感が正確性を高めているように感じたんですが、その辺は課長はどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 議員おっしゃるように相馬市のビデオを、町長の答弁の中でお話しましたが、大坂議員のビデオを見せていただきまして、特にきびきびとした態度等々を拝見させていただいております。柴田町としても、職員等につきましては、あそこまでいかなくとも、従来の選挙におきましては、きびきびとした態度で、うろうろしているような職員はいないというふうに判断しておりますので、それなりに頑張っているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） ビデオでは伝わらない雰囲気というのはあるんですよ。22日の方が、もっとそれがすごかったわけです。それで、22日の市議選と参院選のダブル選挙で、本来なら考えられない市議選の開票を先に行っていたんです、相馬市は。これについては、課長はどう考えますか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） やはり市民、町民等々の一番早く知りたいという部分は、市議会選挙だというふうに私も思っておりますし、今回の、今度予定、まだ決定はしてありませんが、参議院選挙がございますけれども、それらの開票に当たりまして、従来から柴田町ではそういうふうな方法はとってきておりますが、当然参議院の選挙区の開票をまず初めに始めて、それから比例区というような形に移る段取りで、従来もそうしてきましたし、今回もそういうふうな形で進めていきたいというふうに思っております。ただ問題なのは——問題というこ

とではないんですが、選挙区の開票を始めて開票事務をスタートさせて、いつの時点で比例区に職員を移動させるかというようなタイミング等々があらうかと思いますが、その辺を十分に精査していけば、時間短縮につながるというふうには考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） その辺が22日はおもしろかったわけです。途中から入るんですよ、だから二手に分かれてやっている状況だったわけです。その進み方というのがとてもおもしろかったので、おもしろいと言っては失礼ですね、とても本当に興味深いというか、かなり工夫してやっているなと感じたんです。だから、やはり自分の目で確かめるということは大切なのだと思うんです。それで、今回本当に残念だったと思うのですが、次回はぜひどなたか相馬市に派遣して、どこが違うのかを見ていただきたいと思います。

私は、選挙事務に携わったことがないのでわからなかったんですが、国政選挙よりも市議選を先行するというのは異例の事態だと言われているんだそうです。相馬市は、その慣例になっているものを見直して、スムーズに開票が進む方を選んだわけです。見ていて本当にスムーズでした。それで、行政職員というのは、どうしても慣例を破ることには、なかなか消極的になりがちですけれども、慣例に縛られていては改革はできないのではないのでしょうか。これは、選挙事務だけではなくて、通常の業務もそうなんです、どこか慣例に縛られて、今までこうだったからこのとおりやらなくてはいけないというところが、かなりあるかと思うんですよ。それで、それを見直すいいきっかけになるのが、この開票事務の時間短縮なんです。私は、そのように受け取って見てきたんですが、課長は、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 町長の答弁の中にもありましたけれども、従来ながらの慣例的なものにつきましては、選挙に限ったことではございませんが、柴田町全職員として、異動の話もあって、新しい課に異動になったと、それで従前の職員がやっていた仕事が、それが正しいわけではないと。正しいものは引き継いでやるし、自分でおかしいというふうなものについては、上司と相談して改善を図っていくというような形で今までも進んできましたし、今議員おっしゃった選挙の方につきましても、事務局といたしましては、議員おっしゃるような従来からの考え方でなく、新しい取り組みを、せっかくこういう全国的な方向性がありますので、この機会をとらえて、選挙の開票事務のあり方等々については、改善できるものは改善していきたいというふうに考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 先ほどの町長の答弁であった参院選で取り組むということで、開票台のかさ上げ等がありましたけれども、それは5月28日の県選管主催の研修会で学んできたことなんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 県選管の方の説明会等々の中にも、議題の中にはありましたが、それのみならず、当然白内議員、前回の議会でもご質問を受けたような形、それから新聞その他テレビ報道等々、職員も気にして情報収集に当たっております。そういった中から出たことをございます。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 今回の参院選は、前回5時間だったのを30分短縮ということですが、そうすると、30分どころか、目標はもっと高く持って、もっと短くできると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 選管事務局といたしましては、前回の選挙に当たった職員の中で、主任クラスがいるわけですね、セクション、セクションで。その主任等々を今回の選挙前に1回集めまして、その中でいろいろな、今町長がお話ししたような改善点等々を出しまして、それをきちんとした形で浸透させ、その主任の指示によって職員がずっとスムーズに移動できるようにしていきたいというふうに思っております。あとレイアウトも考えていくということを町長がご答弁申し上げましたが、そういったことを踏まえて、町長の答弁の中では30分というふうなお話はさせていただきましたが、最低30分というふうな気持ちで臨んでいきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 今回も、シミュレーションは一度もやらずに行うのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 相馬市の方では、60人で8回のシミュレーションを行っているというのを聞いておりますが、柴田町の場合、例えば60人で8回のシミュレーションを行い、1人当たり時間当たり大体2,000円ぐらいになります、平均すると。2,000円で1時間やった場合については、大体90万円からの費用がかかります。1時間を8回やった場合ですね。ちなみに、大体全体的に5時間ぐらいの練習をしたらどうかというふうになると、90掛ける5時間ということで、五九、四十五で450万円ほどの金がかかりますので、その捻出があれば実施して

いきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 相馬市の場合は、最初の取り組みですから、何回も何回もシミュレーションしなければいけなかったわけです。これだけ情報が伝わっていますから、例えば柴田町の場合は、1回か2回でも、かなり効果が上がるのではないかなと思うんですが。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 実際にこの前の選挙にかかった経費をお話し申し上げましたけれども、これについては、当日の職員の時間外のみでございます。それまでの開票事務を担当する職員を集めたり、それから開票準備をしたり、いろいろな、事務局は当然毎日時間外等を行うわけでございますが、そういったものは一切振り替え休日というような形で実施をしておりますので、これ以上職員に、お金があれば実施していきたいとは思いますが、負担をかけるということは、私としては望まないというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん、質問を許します。

○7番（白内恵美子君） 開票事務の改革は、地方分権への初めの一歩だと今言われています。柴田町でも、この開票事務の短縮をきっかけに、もっともっと通常の業務の見直しが進めばいいなと思って見ているところです。参院選は期待しています。

それから、先ほどちょっと質問し忘れた学校図書館の方だったんですけども、子供たちの状況の中で、このアンケートの中で「あなたは公民館や学センの図書室から1カ月どのくらい本を借りていますか」という質問があるんです。その中で、小学3年生だとゼロ冊が67.7%、5年生だとゼロ冊、70.6%、中学2年生、ゼロ冊94.5%です。借りない理由としては、やはり「読みたい本がない」というのがとても大きいわけです。それで、つなぎの図書館について町長はどのようにお考えでしょうか。学校図書館だけではないと思います、読書環境整備は。

○議長（伊藤一男君） 時間でございます。町長。

○町長（滝口 茂君） つなぎの図書館につきましては、再三この議会でも取り上げられておりますし、私のマニフェストでは、20年というふうに書かさせていただきましたけれども、20年ではちょっと難しいので、やはり20年度には何とかお金をかけない方法で、生涯学習センターを利用するか、郷土館を利用するか考えながら、準備はしていかなければならないのだろうなと。お金があれば、すぐに本を買ったりすることはできますんですが、そうでない以上、どこかから本を寄附してもらおうとか、それから図書の書棚、そういうものを寄附してもらおうとか、そういうお金をかけないで何とか図書館と言われるくらいの設備を持って、図書館条例を制定

できるように準備を始める必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。そのときに、たまたまうちの方では図書館の基金がございますので、基金はたしか個人寄附だったのではないかなというふうに……、図書館建設基金ですね、そういうのがありますので、なるべく一般財源を使わない方法で、このつなぎの図書館について、20年度は無理なので、21年度を目指して、その準備を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） これにて7番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

次に、4番森 淑子さんの登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔4番 森 淑子君 登壇〕

○4番（森 淑子君） 4番森 淑子です。

しばた男女共同参画プランは今後どうなるかについて伺います。

JR船岡駅の駅舎を出ると、広場中央に「男女共同参画都市宣言」の看板が目に入ります。日ごろ見なれているとそのまま通り過ぎてしまいますが、初めて駅をおりた方は「柴田町はすごい」と感じられるようです。

男女共同参画とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法第2条第1号で定義されています。町民の中には、あの看板は看板倒れで恥ずかしい、外してほしいと思っている人もいます。柴田町が看板にふさわしい町になっているかどうか、検証してみたいかがでしょうか。

第二次世界大戦後、国連は平和な国際社会の建設を目指して設立されました。設立の目的の一つとして、基本的人権と男女の同権を掲げました。それは、国際平和と女性の人権の確立は密接に関連するという認識があったからです。1985年のナイロビ会議「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の中には、次のように書かれています。「平和は男女平等、経済的平等及びすべての人が基本的人権及び基本的自由を享有することにより促進される。すべての人がこれを享有するには、女性が国際平和と協力の推進における意見、表現、情報及び結社の自由についての権利を行使すると同時に、各国の政治、経済、社会生活のあらゆる領域、特に意思決定過程に男性と同等の立場で参加する権利を行使できるようにすることが必要である」。このような考え方のもとに、国連は各国へさまざまな働きかけをし、日本へも大きな影響を与えてきました。

日本では、1985年、男女雇用機会均等法公布・女子差別撤廃条約批准、1991年、育児休業法

公布、1999年、男女共同参画社会基本法公布、2000年、男女共同参画基本計画が策定されています。

しかしながら、国連や諸外国からの圧力で、法整備は徐々に進んでいるものの、国民の意識改革は遅々として進んでいないのが実情です。セクシュアル・ハラスメントや家庭内でのドメスティック・バイオレンスも後を絶ちません。男性の長時間労働が性別役割分業の解消を難しくしており、「男は仕事、女は家庭」という「意識」というよりも、労働現場の状況を変えるための抜本的な施策が必要になっています。

また、女性が働き続けるためには、保育所、学童保育の充実やファミリーサポートセンター等の整備が不可欠ですが、自治体間の格差も大きくなっています。

現在の日本では、企業社会の中で、男性も被害者・犠牲者であり、男女ともに子を産み、育てることを望んでいても、踏み切ることができません。少子化現象はなるべくしてなった当然の結果です。今後、高齢化がますます進み、担い手が不足することは明らかです。女性が働きやすい環境をつくって出生率を回復し、活力ある社会をつくっていかねばなりません。

民間シンクタンク「ベネッセ次世代育成研究所」の調査によると、家事や子育てを分担し、助け合う夫婦は、そうでない夫婦より生活の質（QOL）が高いことがわかりました。親としてそれなりにうまくやれていると感じる割合も高かったと報告されています。また、妊娠期の夫の34.6%が育児休暇をとりたいと考えているが、実際に取得できた育児期の夫は1.0%だけだったとのこと。

柴田町では、1993年、企画調整課に女性政策係が設置され、2001年にしばた男女共同参画プランが策定されました。6年経過したわけですが、目標に向かって前進しているのかどうか伺います。

- 1) 男女共同参画都市宣言の趣旨。また、宣言後はどのような取り組みがされましたか。
- 2) 柴田町職員の女性・男性の育児休暇の取得状況はどうなっていますか。
- 3) 男女共同参画社会基本法では、国や自治体に対して差別撤廃のための積極的改善措置、ポジティブアクションの導入を義務づけています。柴田町では、具体的な施策として数字を出しているのは審議会委員のみで、10年で30%とありますが、計画どおり進んでいるのでしょうか。これまでの推移をお示しく下さい。
- 4) 町民の男女平等の意識を高めるため、どんな施策を考えていますか。
- 5) 「新しばた21」実施計画書では、男女共同参画推進条例策定の検討とありますが、何年を目標としますか。また、これからどのような町を目指し行動していくお考えでしょうか、お

聞かせください。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森 淑子議員のしばた男女共同参画プランの今後はどうなるのかという点で5点ほどございました。随時お答えしてまいります。

まず第1点目、男女共同参画都市宣言の趣旨、また宣言後はどのような取り組みをされたかということで、随時お話ししてまいります。

本町では、平成6年4月に広範多岐にわたる女性問題を行政全般にわたりとらえ、改善していくため、専管窓口として「女性政策係」を設置し、女性政策の総合的、効果的な推進を図ってきました。平成8年3月には、女性行政の指針となる「しばた女性施策推進基本計画『しばた女性プラン21』」を策定、積極的に諸施策を講じてまいりました。係の設置から5年目の節目に当たる平成10年6月、21世紀に向けて男女共同参画社会の実現を重要なまちづくり政策ととらえ、町民と町が一体となった男女共同参画社会づくりに取り組む気運を醸成し、本町の積極的な取り組み姿勢を町内外に明らかにするため、議会の議決を経て「男女共同参画都市宣言」を行ったものです。

また、宣言後の取り組みとして、政策決定の場への女性の参画促進を目的としたリバーズ模擬議会を開催、女性の視点を行かしたまちづくりへの積極的な参加、意識の高揚を図ることができました。

また、内閣府と共催で行った宣言記念フォーラムの開催を契機に、児童・生徒出席簿を男女混合、50音順に改めるよう教育委員会で検討が行われ、平成11年4月から、県内では初めて、町内の小・中学校、公立幼稚園で男女混合名簿を導入いたしました。

第2点目、育児休暇の取得状況でございます。

過去5年間について申し上げますと、女性職員は平成14年度14名、平成15年度3名、平成16年度9名、平成17年度7名、平成18年度5名で合計38名。育児休暇取得率は100%となっております。

一方、男性職員については、対象職員延べ28名のうち、いずれも部分休業取得者ですが、2名取得し、取得率は7.1%となっております。

全体で育児休業取得率60.7%となっております。

3点目、各種審議会委員への女性の登用率は、目標値30%に向けどのように推移しているかと。これも随時お知らせしてまいります。

女性登用の考え方について、本町におきましては、しばた男女共同参画プランに基づき「柴田町審議会等への女性の登用促進要領」を定めまして、平成22年度までに女性委員の比率を30%にしていくという目標を掲げております。

登用率の推移は、平成15年度末には26.9%、16年度末29.6%、17年度末27.3%、18年度末で24.5%となっております。登用率に変動があるのは、毎年審議会等が新設されたり、廃止されたりすることにより委員の男女比が変わってしまうためでございます。女性の登用が進まない審議会がある理由といたしましては、審議会の委員は、いわゆる充て職として各機関や団体の代表の方に入っていただくというものも多くありますので、代表には男性が多いこと、また特定な専門分野においては女性が進出しにくいことなどの状況があるためかと思っております。今後、全庁的に登用促進要領を浸透させ、女性の登用の促進に努めてまいります。

4点目、町民の意識を高めるためどんな施策を考えているかという点でございます。

男女共同参画に関する施策につきましては、現在、平成17年3月策定の第2次柴田女性政策推進基本計画、しばた男女共同参画プランに基づき、各種取り組みを始めているところでございます。広く町民の意識啓発を図るため、平成6年度より開催している「男女共同参画フォーラム」は、今後も継続的に開催し、自主的な活動を行っている町民の方々を巻き込み、種々工夫を凝らし実施していきたいと考えております。また、学校における男女平等教育の推進として、男女平等教育副読本の配布についても継続して実施し、学校教育の現場で男女平等の意識を育てるために活用してもらっております。子育てにかかわる若い世代に対しても、啓発紙などを通じて性別にとらわれず1人1人の個性が尊重される子育てへの意識啓発をしております。

男女共同参画推進には、幅広い町民の方々の意識が変わることが大切であり、さまざまな機会を設け、固定的な性別役割分担意識を解消していきたいと思っております。

5点目、男女共同参画推進条例制定は何年を目標とするのか等でございます。

ご提案の男女共同参画に関する条例につきましては、住民の人権が平等に保障され、男女がともに責任を分かち合う社会を構築していくための基本理念を定めるものであり、男女共同参画社会の実現を目指すために必要なものと考えております。条例制定のためには、その必要性やそこに定める内容について町民が共通理解を持つことが大切であり、そのためには条例案として合意形成していく過程に多くの町民がかかわることが重要となっております。

男女共同参画を取り巻く昨今の状況は変化が著しく、計画的に施策を進めるための指針である、しばた男女共同参画プランの見直しが早急の課題となっておりますので、条例制定の検討を視野に入れ、町民の声を十分に行かし、広く町民を巻き込んだプランの見直し作業を行って

いきたいと考えております。

また、現在取り組んでおります「住民自治基本条例」の制定後、自治基本条例の内容と整合性を保ちながら、男女共同参画に関する条例の内容検討を進めてまいりたいと考えます。

少子高齢化が進展している中、女性や高齢者の社会参加をふやすことなくして社会の活性化はないと考えられます。いつまでも男女の固定的な役割意識にとらわれず、個人がそれぞれ自分にふさわしい生き方を選択できる社会を目指し、まちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） しばた男女共同参画プランの中に、基本目標として五つの項目が掲げられておりますので、順次伺っていききたいと思います。

1番として、男女の自立と平等を目指した人づくりとありますけれども、毎年フォーラムが開かれておりますね。それで、フォーラムにも何回か参加しているんですけども、いつも感じるのは、参加者の少なさなんです。特に、男性が余り見受けられないんですけども、この辺はどのようにしてフォーラムの開催を町民に周知しているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それでは、お答え申し上げます。

毎年、町民の方々に男女共同参画社会というものを啓蒙・啓発を図り、そのような社会を目指していくというふうなことでフォーラムを開催させていただいております。それで、周知の方法でございますけれども、お知らせ版、それからチラシ、ポスターなどでいろいろ駅周辺等々にも掲示をしながら呼びかけてございます。

それで、実は18年度もとり行わせていただきました。その中での出席者でございましたけれども、130名ほどの出席をいただいております。当然地域の方々、それから各団体の方々等々にもお知らせを申し上げておるんですけども、今、議員おっしゃるとおり、男性の方の出席が少ないということでございます。それらを今後、やはり小まめな周知をしていく必要性があるのかなというふうに思っています。せっかくこのようなフォーラムを実施させていただき、啓蒙・啓発を図って、どういう社会なのか、いいお話も当然講演の中で出てまいります。一人でも多くの方々に聞いていただき、それを参考にいただければと思っていますので、今後は早目のうちから周知を図りつつ進めていきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） お知らせ版を見ている人は、かなりいるとは思いますが、お知らせ版だけでは、やはりなかなか休みの日に出ていこうという気にならないというのも実情だと思うんです。参加してみて、何だか講師の人に申しわけないなと思うことが多々あります。

それで、やはり一番効果があるのはチラシだと思うんです。それも、知っている人からチラシをもらうというのが一番心を動かされるというか、行ってみたくなると思うんですけれども、チラシの渡し方ですね、職員の方が直接知っている人に声をかけるとかというのが、一番人を誘いやすいのではないかなと思うんです。せっかくなけなしのお金をはたいて開催するわけですから、ぜひ槻木の生涯学習センターがいつも満杯になるような、動員ではなくて、自分から進んで参加したいと思うようなフォーラムを、ぜひこれからも続けていただきたいと思います。

2番目ですが、女性が働きやすい環境づくりとなっています。企業のポジティブアクションの取り組みの推進とありますけれども、企業に対して働きかけをしたというようなことは、これまでありましたでしょうか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） では、お答えさせていただきます。

企業のポジティブアクションというふうなことで、実は毎年、働く女性の福祉増進のための、町内事業者に対して「働く女性のハンドブック」というものを配布させていただいております。これは、県の方からいただいているものでございますけれども、こういった「働く女性のハンドブック」という冊子がございます。これらを企業に配布を行いながら活動しているということで、施策の第6点目、方向性でございますけれども、そういった啓発冊子の配布というふうなことで努めさせていただいているという状況でございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） 日本の女性の働き方は、M字型と言われています。いわゆる先進国と言われている国では、20代の半ばから60代まで緩やかなカーブを描くんです。働く女性の数です。日本の場合、日本と韓国だけはM字型になっていまして、30代ががくっと下がっているんです。Mの真ん中あたりになるわけですね。どうしてそういうふうになるかといいますと、子育てを女性がほとんど担っているという状況があるために、子供が生まれたり仕事を一度やめる、それである程度大きくなって手が離せるようになったら、もう一度働き出すという形をM字型、日本型の雇用というわけなんですけれども、このM字型雇用のために日本人の女性の一生の間に働く賃金というのは、男性に比べて60%と言われています。なぜ女性がやめなければいけないかというと、企業の方の都合もあるんですけれども、子育て支援の体制が整っていない

いということが一番大きいと思います。柴田の役場の職員の育児休業の数字を見てもわかるように、女性がほとんど子育てをして、仕事を休むのは女性、男性は仕事第一で家庭のことは後回しという状況が続いているために、日本の女性の労働というのが低く評価されているわけです。再雇用ですと、正規の社員にはなかなかありませんので、パートタイマーとか、時間給で働くという労働がふえているわけです。今後、先ほど町長の答弁にもありましたように女性や高齢者の労働力を当てにするのであれば、柴田町の職員にも積極的に育児休業をとれるような状況をつくっていく必要があると思います。

先日ちょっと聞いた話なんですけれども、町内のある企業が県から、男性社員に育児休業をとらせたということで表彰されたという話があるんですが、ご存じでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 総務課長。

○総務課長（村上正広君） 実際にどこの会社ということは認知しておりませんが、東北リコーさんで結構推進しているというのは聞き及んでいます、東北リコーさんなのかなというふうな感じです。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） 東北リコーさんで、男性に育児休暇、何日ぐらいなのかと思いましたが、5日間だそうで、ちょっとがっかりはしたんですけれども、5日間でも県から表彰されるぐらい希少価値があるのかなと……、何ともコメントのしようがないんですけれども、せめて柴田町の職員も、そのぐらいは何かならないものかと考えています。先ほどのように幾らになると言われますと、かなり厳しい面はありますけれども、やはりそれなくしては柴田町の活性化もないと思うんです。女性が途中で仕事をやめて、この3月に退職された女性も何人かいますけれども、やはり必ずやめるのは女性の方なんだなと感じました。

それで、町でそういうポジティブアクションに取り組んでいる企業を支援しようと、そういうふうなお考えはあるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 確かに大切なことだと思いますし、これからやはり、私はちょっとこのように思っていたんですけれども、女性の社会の進出といいますか、働くことによって社会進出、それがある程度満たされてきたのではないかと。しかしながら、なかなか次のステップ、そこに行こうとするときに、子育てあるいは育児、家事、それらのものがどうしてもやはりついて回るといいますか、当然時間がないというふうなことになるかと思えます。それで、先ほどある会社が、そういうふうな育児休暇の5日間ということで取り組んでい

るということでございますけれども、町側の方でも、先ほど企業のポジティブアクションの中で冊子等々を配布させていただいております。すぐに財政的に支援というのは、ちょっと今の段階では難しいかと思うんですけれども、そういった働き方、育児休暇の取り方等々については、やはり会社の方でそのような措置をとっていただきながら、まず取り組みをさせていただき、町側といたしましては、当然そういうふうな積極的取り組みを行っているということであれば、やはり推奨といいますか、そういうふうな形で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） 3番目に移ります。

健康で安心して暮らせる環境づくりとあります。子育て支援というのは、親を支援するものなんですね。子育て支援が充実することで共同参画が進んでいくということです。働きながら子供を育てているときに一番困るのが、子供の病気なんです。状態の悪いときに1日か2日休むのは仕方がないとしても、風邪とか、そのほかの重篤な病気の場合でも、1日、2日休んで、すぐに子供が保育所や幼稚園に行くというのは、かなり無理があるんです。その場合に、女性の場合が多いんですけれども、仕事を休む。そのことで職場の中でのトラブルが起きることが、しばしばあります。それで、同じ人が、子供がいるという理由でしょっちゅう休むということで、周りの人から非難されるということもありますし、それがもとで退職したという例もございます。それで、子供は高熱、1日、2日で下がったとしても、また保育所や幼稚園に行くと熱がぶり返したり、もう一度ひどい状態になっていくということがあるんですけれども、親としては、仕事には行きたい、でも子供はどうしたらいいのか、そういうことで悩む場合が多々あるんです。これは、とても深刻な問題なんですけれども、私以前に中核病院の中に職員用に保育所を、中核病院で働いている人のための、若い女性が多いですから、保育所を設けたらいいのではないかなと思っていました、その中で一時保育、病児保育や病後児保育もできないかなと思っていたんですけれども、この間4月にオープンした船岡保育所に看護師の方が入ったということを聞きました。それで思ったんですけれども、この方は今、日常どういうお仕事をしているのかわかりませんが、看護師ということなので、船岡保育所で病児保育、病後児保育をできないかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 今年度臨時職員ということで、看護師の方を1名採用しております。ただ、今のところ臨時というようなことですので、病後児保育については、すぐにできるというふうには、まだ考えておりません。

ただ、今後、病後児保育については、検討していかなければならない課題だとは考えております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） 今すぐというのは、行政の場合、いつも難しい問題。予算は必要ないわけですよね、勤務時間内にするわけですから。日常は、その看護師さんはどういう仕事をされているのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 現在、ゼロ歳児保育をやっていただいております。ただ、1日6時間勤務の臨時職員というようなことですので、例えば病後児保育をする場合については、やはり正職員というふうな形で対応していく必要があると思っております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） すぐにはできないということで、臨時職員でなくて正規でないのだめということなんですね。そうすると、もしできるとしたら、将来的にはといいますと、大体いつごろだったらできるとお考えでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 現在、財政再建プランにおきましては、4年間職員を採用しないというように財政再建プランを進めておりますので、財政がその辺見通しがついた段階で職員の採用をしていただきまして、やっていくというふうなことになろうかと思えます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） すぐにはできないということは、来年、再来年でなくて、まだずっと先ということですか。専門職でも、やはり財政再建プランの中に入るわけですね。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） まず、財政再建プランを確実に実行して財政を再建するのが先というような判断をしております。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） では、これは今後の課題ということで今回は置いておきます。

4番ですが、4番目は女性の人権尊重擁護のまちづくりとなっております。女性の人権と書いてあるんですけども、ここ数年間で、町内で全国版の新聞に載るような事件が何件ありました。被害者が女性であったり、男性であったり、赤ちゃんであったり、いろいろなんですけれども、町として人権の尊重、擁護ということを、今後どのように周知していくべきと考え

ているのか伺います。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 実は、この人権擁護というふうなことの観点から、19年度におきまして人権啓発活動地方委託事業という、これは法務省管轄の事業なんでございますが、ここの中で男女平等の問題、それから人権の問題、命の尊さを教育の場で実体験をしていただくというふうなことで、この事業を19年度で取り組むように、当初予算の中でも若干ご説明申し上げましたけれども、そういった中で、まず学校現場の方で花等々を植えながら命の尊さを生徒たちに知っていただくという作業、それから当然フォーラムということで、人権を尊重しつつ責任を分かち合う社会をつくっていく。要するに男女共同参画社会ということで、これらのフォーラムをまた開催させていただくと。

それから、もう1点は、これも命の尊さといいますか、これは高校生を対象にして、保護者及び高校生ですけれども、当然命の尊さ、生きるというふうな観点から、そういった人間に関する問題の講演会等々を、これは高校生、保護者を対象にして進めたいというふうに考えてございます。その中で、こういうふうな事業を通しながら、少しでも人権の方々と一緒にこのような事業を取り組まさせていただいて、当然男女平等もございますけれども、その上で人権、命の尊さというふうなものを周知してまいりたいと、事業に取りかかって周知をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） DVに対して相談の窓口、それから高齢者も含めて虐待とかの相談窓口への相談というのは、どのぐらいあるんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（小池洋一君） 月1回児童虐待のケース会を実施しております。内容的には、身体虐待、それからネグレクト、それから心理的な虐待というふうにあるわけなんですけれども、ちょっと今件数については持ち合わせておりませんので、件数については後でご報告いたします。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） それから、DVの相談件数でございますけれども、実は町民相談事業の中で夫婦、親子、家庭DV等の相談というふうなことで……

○議長（伊藤一男君） もう少し大きな声で。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） わかりました。すみません。

それで、17年度は21件、18年度も21件というふうなことでございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） それは電話でしょうか。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） これは、町民相談事業でございますので、その件数をただいま申し上げさせていただきました。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） 町民相談事業というのは、直接役場に来てということですね。お知らせ版に載っている相談日ということでいいのでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

○町民環境課長（大宮正博君） ただいま、18年度が21件、人権相談ということでございました。それで、人権相談委員ですね、人権擁護委員、法務大臣からの委嘱でございますが、町の方では5名委嘱されておりますので、毎週水曜日、本庁と槻木事務所の方で相談を受けております。それで、あらゆる人権相談に対応するわけなんですけれども、その総数が18年度は21件という内容でございます。ですから、人権相談の中には、DVから、それから扶養関係、離婚の問題とか、そういったことも含めて、すべてトータルの件数で21件ということでございます。よろしく願います。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） DVの問題というのは、外からは見えにくいけれども、実際にはかなりあると言われております。20人に1人とかという数字で暴力を受けている女性がいるということなんですけれども、やはり相談できないでいるという件数が、かなりあると思うんです。ですから、相談しやすい、わかりやすい、どこに相談したらいいのかがわかる窓口を周知徹底させていただきたいと思うんです。悲惨な事件が幾つかありましたけれども、だれかが相談に乗っていれば、どこかに相談に行くことができれば、何とかあったのではないのかなということもあるんですよね。その場合に、役場まで出向くというのは、かなり勇気のいることですし、人目もありますので、電話で相談できるところとか、そういう場所、町内に限らず県内の仙台でも、人目にさらされなくても相談できる場所がどこにあるのかというのを、いろいろなところを通して町民に知らせていただきたいと思います。

最後の5番目ですが、男女がともに参画するまちづくりとありますけれども、先ほどの審議会委員の比率なんです。女性の参加が進まないところというのものもあるそうなんですけれども、

それはどういった審議会なんですか。性別が偏っている、女性が集中しているところ、男性が集中しているところ、それで平均して26.9%とか27%とかと出ていると思うんですが、この内訳を教えてください。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 女性の審議会の委員がゼロのというふうなことの委員会がございます、9審議会がございます。それで、その会議でございますが、一つは固定資産評価委員会、それから農業委員会、文化財保護委員会、監査委員会、防災会議、水防協議会、安全衛生委員会、それから予防接種健康被害調査会、それから心身障害児就学指導審査会というふうなことで、以上のケースが女性審議委員はゼロということでございます。よろしく願います。

○4番（森 淑子君） 女性が多いところはどこでしょう。

○議長（伊藤一男君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（菅野敏明君） 女性が多い委員会といいますと、一つは男女共同参画推進委員会というのが当然多いわけがございます。それと、比率からなんですが、健康づくり推進協議会というのものも、14名に対して5名ですから36%ぐらいということでございます。あともう一つは、新生しばた行財政改革町民懇談会というのがございますが、この中が46.2%というふうなことで、13名に対して6名ということでございます。おおむねそのような形で……、それから介護保険運営委員会というのがございますが、これが12名に対して41.7%の5名ほどということで、高い比率になってございます。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） 今の数字を聞きますと、審議会が一番性別役割分業が進んでいるように見受けられます。農業委員会の方には女性を、議会の方から1人は入れようという話になっていたんですけれども、それはいつごろになるんでしょうか、改選の時ということですか。

○議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午後2時03分 休憩

午後2時03分 再開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） 防災もゼロということですが、防災がゼロというのはどういう理

由でなんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 防災の審議関係の女性ゼロにつきましては、上位法律がございます。県とか国の法律でもって、防災会議に対する委員の構成というものがございまして、一つは、指定公共機関の長、あとは指定地方公共機関の長、あとは警察、消防、県、町職員という形で構成が決められております。その構成に沿って組織をいたしますので、その構成された長として女性が登用該当する方がいないという形になってございます。以上です。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） 防災といいますと、まず火を消したりいろいろありますけれども、水防とかいろいろあると思うんですけれども、例えば避難所を利用するのは男性と女性とどちらが多いかということ、女性の方が多いと思うんですよ。それなのに、防災の中に女性が1人もいないということは、どういうことなんでしょうか。せめて町職員が女性が入るとかということは、考えの中になかったんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） これは、防災会議という形の委員でございまして、これは決められた委員でもっての構成という形になります。それで、この下に町で独自にそういった対策を講じる場合をお願いする委員としては、婦人防火クラブとか、そういった女性の方も出ていただいて、防災に対するマニュアル等の作成を考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） ということは、女性がゼロのところは、ほとんどがそういう上の法律で決められたところと考えてよろしいんですか。

○議長（伊藤一男君） 危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） はい、そのとおりです。防災についてもそうですし、国民保護法関係についても、そのようになっております。以上です。

○議長（伊藤一男君） 森 淑子さん、質問を許します。

○4番（森 淑子君） 審議会の中身の大体のところはわかりました。ただ、ここにいて気がつくのは、柴田町は一目で男女共同参画が進んでいない町だなというのがわかります。女性の数が、ここにいる方が何%になるのか、ちょっと計算したくもないような数字だということがわかりましたので。何はともあれ、男女共同参画推進の看板をおろすということではなく、看板があることを誇れるような町にしていきたいし、みんなですていかなければならないと思うんで

す。これなくしては、男女の共同参画なくしては、町の活性化もないし国の活性化もないと思います。

以上で終わります。

○議長（伊藤一男君） これにて4番森 淑子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

14時25分、再開します。

午後2時08分 休 憩

午後2時23分 再 開

○議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

先ほどの答弁の中で訂正がありますので、発言を許します。危機管理監。

○危機管理監（吾妻良信君） 先ほどの森議員の質問に対しての答弁で誤りがありましたので、訂正をお願いいたします。

答弁の中で、防災会議が委員が男性のみと、国民保護法も同じですということで答弁いたしました。実際には、国民保護法の委員の中には婦人防火クラブの森会長さんが入ってございましたので、女性登用は1人という形になります。ご訂正をお願いいたします。申しわけございませんでした。

○議長（伊藤一男君） 次に、9番佐藤輝雄君の登壇を許します。直ちに質問席において質問してください。

〔9番 佐藤輝雄君 登壇〕

○9番（佐藤輝雄君） 9番佐藤輝雄です。

1. 改革とは、現状に対する強い不満と、将来への強い危機感がエネルギーとなる。町長の財政再建の認識は薄いのではないかということで質問いたします。

1) さきの定例会で、議会からの行財政改革の提案80項目のうち、完了・実施中のもの68項目、検討中・実施困難としたもの12項目と答弁されました。

今回の財政再建プランも含め、平成19年度まで実施のものは、完了と実施は当然であります。しかし、平成20年度から平成22年度まで実施計画のものが、再建プランにのせたからといって完了・実施にカウントする、その安易な考えはどう理解すればよいのでしょうか。

2) 直近の町長の後援会報で、財政再建プランの19年度改善効果は3億6,000万円。大方は職

員、三役、議員の件費と早期退職分。町民の負担は、全体の予算の7%、7,000万円と余り町民には負担をかけさせていないと言わんばかりの露骨な文章、真意はどこにあるのでしょうか。

3) 18年度に勇退、定年退職と10名が役場を去りました。今後もさらに退職が進むでしょう。しかし、今年度から4年間補充なし。まさに、少数精鋭で仕事をこなさなければならない、そのような時期に大幅な人事異動はどうでしょうか。小手先の財政再建の奥に、柴田町として政策立案ができる団体自治としていけるのか、どうでしょうか。

4) また、指定管理者制度を進める上で必要な全町施設の一括管理営繕の提言も、町長の指導不足で進んでいないと思いますが、どうでしょうか。

2. 長期にわたった住民自治基本条例づくりの取り組みも、議会の議決が必要ではないのか。

さきの議会活性化特別委員会報告書で、活発な議会活動のテーマのうち、町の基本構想及び基本計画の審議の項目で、策定期間中は特別委員会を設置して審議をする、基本計画は議決事案として検討するとまとめました。

今、作成中の住民自治基本条例は、合併論議のさなか、16年より始まり、4年がかりでいまだに完成していません。その間、他町は協働のまちづくりに挑戦をしております。特に、事業補助も含めた住民自治を進めております。

しかし、実際の柴田町の条例づくりは、14年12月のまちづくり委員会発足から始まっておりました。これだけの年月をかけた事業が、議会とは無縁に進められております。

「条例は住民が主役になってつくっています」と言われていますが、関係している職員、町民、その他の人たちの時間と労力ははかり知れません。

さらに、これには税金が使われております。はっきりと町長の事業とわかります。当然、出発の時点で議会に諮る必要があったと考えますが、どうでしょうか。

3. 村田町の町長がかかった。1市3町の合併をマニフェストに。柴田町長の考えはいかに。

村田町の町長選挙は、合併賛成の住民投票結果とおおむね同数で決着を見ました。マスコミは合併論議再燃へと論評しました。

また、気仙沼との合併を改めて目指す本吉町は、5月に合併推進本部を設置し、新合併特例法期限(09年度末)内の合併を視野に仕切り直しの準備に入っております。

柴田町、村田町、大河原町の3町合併破綻後、角田市の議員も含めて、1市3町的全議員の3分の2で県南の中核都市実現の会ができました。庁舎の位置は、常識判断で大河原町との大方の判断から、大河原町議会は、合併賛成派が多くなってきていると聞いております。

宮城県も、本年度方針で合併の調査費や合併協議会の設置費を助成する交付金制度も創設するとしました。最後の合併の波が押し寄せて来たと思います。町長が5年前合併を口にしたときを思い起こしていただき、お答えください。

- 1) 合併をしなければならぬとの理念はどうでしたか。
- 2) どんなまちづくりを考えていましたか。
- 3) 中核病院構成市町の1市3町合併をどう考えますか。
- 4) 住民発議により合併協議会が創設されたとしたとき、その対応は。

以上、質問いたします。

○議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐藤輝雄議員の大綱3点ございました。まず1点目、行政改革の件でございます。

まず、佐藤議員からは、これまでも何度かご質問をされておりますので、この80項目のプランについてお話を申し上げます。

今回、80項目中、財政プランに取り入れた項目を完了・実施中にカウントし、検討中・実施困難なものが12項目としましたのは、完了はしておりませんが、一部実施中、あるいは実施に向け取り組んでいる項目も含めカウントしたということでご理解をいただきたいと思います。例えば「槻木事務所は、地域住民の利便性を考え、将来は槻木生涯学習センターへの併設を検討すること」との提言項目であります。また完了はしておりませんが、再建プランに盛り込み、21年度実施に向け取り組んでおりますので、完了・実施中にカウントしております。

柴田町の財政再建への取り組みは、今年3月に宮城県で発行した「平成17年度決算・市町村財政現況」という冊子の巻頭で、市町村課長が「柴田町では、町職員給与の削減、補助金の廃止・削減、住民負担の引き上げ等を盛り込んだ財政再建プランを策定し、財政健全化に向けて大きな一歩を踏み出した」とわざわざ紹介され、評価を受けているところでございます。

また、今年度から国が進める地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む自治体に地方交付税等の支援措置が講じられる「頑張る地方応援プログラム」に、昨年策定した「財政再建プラン」を申請をしております。これにつきましては、公明党の太田代表に直接要望をさせていただいております。

今回の財政再建調査特別委員会や町民懇談会のように、執行部と議会が情報を共有し、意を一にして町の課題に取り組むことができるよう、今後もさらなる情報の提供を申し上げ、執行

部と議会がよりよい議論の中で、町発展のため町政運営を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2点目、私の後援会の関係でございますが、後援会報を一番愛読していただいているのかなというふうに思いますが、ちょっと間違いがありますので、訂正をさせていただきたいと。

7,000万円、7%ではございませんで、0.7%でございます。

19年度の改善効果額についてであります。後援会報に掲載した時点では、当初予算要求段階でしたので、3億6,000万円としておりましたが、予算編成後の効果額は約3億4,000万円になっております。議員皆様を初め行政区長等の非常勤職員の報酬5%や職員の給与削減など、人件費の財政効果額が2億4,500万円と効果額の72%を占めておりますが、下水道料金や住民票の手数料等の値上げなど、町民に負担を強いる財政再建プランも今年度から実施しており、議員ご指摘の「町民に負担をかけさせない」というような意識は全くなく、町民が知りたい情報を客観的に提供いたしましたので、ご理解をお願いいたします。

3点目、人事異動の関係でございます。

財政再建しなければならないという厳しい財政状況を踏まえ、18年度の勸奨退職に応じていただき、7名の職員が定年前に退職されました。そのうち3名の方に、非常勤職員として引き続き勤めていただいております。18年度から10年間で70人の職員を削減する計画であることから、組織や事務の統廃合による効率化、外部委託の推進、指定管理者制度の活用、地域協働の推進などを図ってまいります一方で、職員の削減による組織力の低下も懸念されますので、柴田町人材育成基本方針による一層の職員の能力向上はもとより、適正な人事管理に努めてまいります。

人事異動に関しましては、組織を絶えず進化させ、職員の能力開発、適性発見、キャリア形成及び職員の士気向上のためにも必要でございます。4月の人事異動は定期的な異動との観点で実施いたしました。町民から「職員の対応が悪くなった」とか、「仕事が遅い」などの声は聞いておりません。また、昨年はグループ制を導入したこともあり、職員から多少の意見がございましたが、ことしは余りないと総務課長から報告を受けております。

次に、職員の政策立案が懸念されるということですが、今年度は五つの重点プロジェクトに取り組んでいるところであり、事業を展開するに当たり、職員みずから新たな補助メニューを探し採択を受けるなど、多くの職員が常にアンテナを高くし、先進事例や情報収集に努めております。他市町村の職員と比べても政策形成能力は向上していることや、多種多様な観点から検討し、人事異動を実施しており、住民サービスの向上、組織力の向上につながったのだと

いうふうに考えております。組織運営上、そう心配は要らないと認識しております。

4点目、管理営繕の問題でございます。

昨年4月から旧町民環境課の車両センター職員を都市建設課の車両センターに配属し、維持修繕の一元化を図っておりますが、全施設を一括して管理営繕するところまでには至っておりません。施設の長寿命化、有効活用のためには、維持補修の計画的な管理が重要であることから、4月から企画財政課に公共工事管理監を設け、特命事項の一つとして、公共施設管理台帳の整備を統括させることにしております。

施設の維持管理の修繕は、各施設の大小、設備の有無により、その種目は多岐にわたっており、突発的なものも多いのも事実でございます。維持補修の業務を一元的に管理する組織を設けることが、人件費等を含めまして効率的であるかどうか、もう少し時間をいただき検討させていただきたいというふうに思っております。

次に、大綱2点目、住民自治基本条例関係でございます。

質問に一部誤解があるようなので、まず私どもの方の考えを申し上げたいというふうに思います。

これまで「協働のまちづくり」については、平成14年度から実施してまいりました。一例を挙げますと、「美しいまちづくり整備事業」「まちづくり委員会」「集会所の設計」「環境フェア」「メタセコイヤの奇跡」「愛着の持てる私たちの公園づくり」「おもてなし大作戦」など、企業や地域住民との協働による活動は積極的に行ってきております。

こうした活動について、日本地域ガバナンス学会主催のコラボ・サミットで先進的なまちづくりの取り組みとして紹介を要請されるなど、研究者や他市町村からも高い評価を受けております。

さらに、地域自治への取り組みにつきましては、船迫小学校地区を対象に、町民が主体になった「ひびきあう地域づくりの会」を組織し、地域自治のあり方を町民と行政と一緒に検討してきており、協働のまちづくりを進めてまいりました。このような取り組みが評価され、ことし1月に全国町村会から、優良町村として表彰を受けたところでございますので、こうした協働活動の動きについてもご理解をいただきたいというふうに思っております。

議員がたびたび例として挙げられる仙南地域の各自治体においても、地域の課題解決を地域みずからの手で行う住民自治活動までには至っていないのが現状かと思っております。角田市や白石市が取り組んでいる住民自治を進めるための補助事業につきましては、町でも一昨年、「北船岡河川敷公園の景観を良くする会」や「柴田のいいところ見つけ隊」に補助金を出すな

ど、着々と協働のまちづくりが定着してきているところでございます。

さて、住民の意向をより行政に反映させる条例づくりの際には、幾つかの方法がございます。一つには、従来の審議会のような業界団体の長や学識経験者を中心に、それに職員と一緒に作り上げていく方法が一つ。二つ目は、これらの審議会に一般公募の町民を加えた手法。三つ目は、すべて一般公募の町民と学識経験者と職員によって組織する公募型が今主流になりつつございます。

町では、住民を中心に据えた方法で「住民自治基本条例をつくる会」を立ち上げ、実施しております。参加している町民や職員は、意欲に燃え、労をいとわず積極的に取り組んでいただいております。

昨日、杉本議員にも申し上げましたが、条例づくりにつきましては、平成16年6月30日から平成18年3月末まで「住民自治基本条例検討委員会」を組織いたしました。そのメンバーは、学識経験者、市民活動や地域自治を積極的に実践している方などを委嘱いたしました。委員会の役割は、住民が主体になって条例素案を作成していくための体制づくりや組織の構成等を検討いたしました。平成18年5月から6月にかけて条例づくりを公募町民で組織するため、全地区対象に意義やその必要性を説明し、条例をつくる会を10月28日に組織いたしました。これまで基礎学習等を重ねながら、共通理解を深めることに重点を置いて活動してきております。その後、部会ごとにテーマを持ち活動を行い、5月28日「部会活動中間報告会」を実施されたところでございます。議会には、これまでも私の施政方針、一般質問や町政報告、議員全員協議会、会派別説明会等で条例づくりについてご説明をしておりますので、議会とは無縁に進めているというご指摘は当てはまらないのではないかとこのように思っております。

出発点で議会に諮る必要があったのではということでございます。

住民自治基本条例をつくる会が、策定のプロセスを大事にしながら、地域に新たな自治意識を育てる条例素案づくりの活動を始めておりますが、つくる会の作業の中では、まだ条例の内容が明確になっていないようでございます。

条例を制定する場合には、まず条例の目的や町民、地域への影響を明らかにし、内容を固めた原案を作成し、議会に提出しなければならないとされておりますので、原案を作成する立案段階で議会に諮るということは、条例制定上、想定されていないと考えております。

住民自治基本条例は、まちづくりの主体は住民であることを明確にし、住民の声が十分に行政に反映されるように住民参加のルールや情報公開、協働のあり方などを規定し、行政の恣意的な行政運営を排除し、住民参加型の行政を全面展開するものであり、町民に何ら不利益を与

えるものではないというふうに思っております。

今後、つくる会から提案される住民自治基本条例素案を受けまして、執行部として条例原案を作成してまいります。条例原案を議会に提案する前に議会との調整を十分諮ってまいりたいと思っておりますので、議会に「財政再建対策調査特別委員会」のような調査委員会を設けていただければ大変ありがたいというふうに思っております。

大綱3点目、合併問題でございます。

私が初めて町長選に立候補した平成14年7月には、3町による市町村合併に関する共同研究会が発足しており、地方分権改革、構造改革、少子高齢化社会到来等、厳しい財政状況下にあっても、住民サービスの高度化、広域的な行政需要への対応などの観点から、安定した行政サービスを維持するためには、新たなる3町合併は必要なことで、町の大きな課題だと認識しておりました。私の掲げた選挙公約は、住民本位の3町合併の推進でございました。町民から、「合併してよかった、町民の意向が十分反映された合併となった」と言われるような「いい合併」をしたいというのが私の基本的な考えでございました。

つまり、私が目指した3町合併とは、「知識・情報化時代に対応した新しいまちづくり」と「財政危機を乗り越え自立できる新しい自治体」をつくることとでございます。これまでのお上意識と行政への依存体質を改め、行政と町民が一体となってまちづくりや財政の安定的な基盤をつくり上げ、夢のあるまちづくりを目指したものでございます。

どんなまちづくりかということでございます。

これからの都市のあり方として、それぞれの町の中心市街地をネットワーク化し、ブドウの房のようなクラスター型の都市構造を持った、村田、大河原、船岡、槻木の4極による多極分散型の都市像を描き、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進し、医療・福祉・文化・防災等を充実した安全・安心のできる持続発展的な都市づくり、新しい自治体づくりを考えておりました。

3点目、1市3町合併です。

1市3町の合併は、3町合併が破綻した後の新たな枠組みとしては、住民にとって余りにも唐突であると同時に、新鮮味に欠け、住民にアピールする力が弱いように思っております。昨年9月の議会でも答弁しておりますが、具体的な中身になると、地方交付税の総額が減らされる中での1市3町規模での合併では、2市7町規模よりも合併効果が薄く、自立の道は相当険しいと考えることや、首長や議員、職員の削減効果だけが示され、3町合併のような具体的な将来ビジョンや新たな都市構造をどのように整備していくのか、まだ明らかではございませ

ん。また、新たな自治体づくりに向けて役所と住民との協働によるまちづくりをどのように進め、住民自治を育てていくのか、その道筋も明らかではございません。

合併には、新たな理念と新たなまちづくりへの夢が必要であり、財政の優遇だけを当てにした合併は、成功するはずがないように思っております。

道州制が現実性を帯びる中、国、広域自治体、道州でございますが、及び基礎自治体である市町村の役割分担が見直され、道州から市町村へ大幅な権限移譲が想定されることから、基礎的自治体は現行の「中核市」の人口規模である30万人前後が望ましいと言われております。こうしたことから、将来は2市7町といった規模の大きな合併を進める必要があるというふうに思っております。

県南中核都市実現の会が提唱する1市3町合併につきましては、柴田町としては、今年の町長選において既に決着がついていると認識しておりますが、選挙後の1市3町合併の動きにおいても、平成19年3月に一度だけ新聞折り込みがなされただけでございます。

また、大河原町議会、角田市議会に問い合わせをいたしましたが、一般質問でも全く触れられておりませんので、町民の多くは、その動きが余り感じられない状況にあるのではないかとこのように思っております。

合併が実現するには、住民が意欲を持って新しい合併に向けて取り組むことが大切でございます。住民、行政と議会が一体とならなければよい合併はできないと思いますので、当面は議員の皆様が町民への働きかけの推移を見守らせていただきたいというふうに考えております。

最後でございます。これはもしもの話なんです、合併協議会設置の直接請求があり、構成市町のすべての議会で承認され、合併協議会が設置された場合、どう対応するのかというご質問と受けとめさせていただきたいというふうに思います。

3町合併の際にも、役所と住民との協働による新しいまちづくりをどのように進め、住民自治を育てていくのか、具体的な将来ビジョンや新たな都市構造をどのように整備していくのか、財政の見通しはどうか、さらには新市事務所の位置、新市の名称、議員の特例措置などを合併協議会で十分に協議し、積極的に町民に情報を提供し、最終的には合併の是非について、3町合併と同じく住民投票などで住民の意向を確認し、その結果を踏まえ、町長として決断することになるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、質問を許します。

○9番（佐藤輝雄君） まず、特別委員会で出しました行財政改革特別委員会報告書……

○議長（伊藤一男君） 起立してお願いします。

○9番（佐藤輝雄君） 失礼しました。行財政改革特別委員会報告書の中の部分なんですけど、とにかくスケジュールに上げたということで、これはできるものだというその発想が、町長と私の中で違うんですよ。やはり、だれが見ても完了した、やりましたよ、終わりましたよというのが基本になって、完了・実施ということになると思うんです。計画書にのせたから完了だという発想で、これは町民の人が見た場合に、それはないんじゃないのと言われると思うんです。その辺いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 完了・実施中ということで68項目ということで町長が答弁しておりますけれども、その中のうち、実施中、取り組み中というふうにこちらでとらえておりますのは、5項目ございます。例えば、先ほど答弁しました槻木事務所の文化センターの併設、これについては、昨年度来、再建プランに基づきまして、関係課集まって、どのようにするかということを取り決めまして、今後、槻木地区の方々を人選しまして、どのような方向で対応するかというようなことを槻木事務所の所長を中心に今取り組んでいるので、実施中ということととらえております。さらに、町民の皆様にも、21年度の実施ということで明示しているということがありますので、実施中ということでカウントしているということでございます。

それから、残りの4項目でございますが、施設使用のチケット制ということでありますけれども、これにつきましても、今年度4月から、体育館、運動場につきましてチケット制を実施しているということで、実施中ということでカウントをしております。

それから、観光協会の独立と借入金の解消ということで、まだ独立はしておりませんが、先日の一般質問にも地域産業振興課長がお答えしておりますけれども、今年度中に見直しということで取り組んでいるということで、実施中ということととらえております。

それから、登校時の交通指導隊の任務の削減ということで、これにつきましても、ご提案ありました後に、朝、毎日数カ所で指導をやっているわけですが、それについても場所等を見直しまして、指導隊の出動を減らしております。さらには、再建プランで指導隊、実動隊も含めまして、22年度に向けて統廃合しまして、一度解散して新たな枠組みの組織をつくるというようなことを町民にも明示しておりますので、取り組み中、実施中ということととらえているということでございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、質問を許します。

○9番（佐藤輝雄君） これは、前にも町長に話したんですが、我々議会から提案したものであ

ります。それが、こちらから提案したのに対して、役場の方が、これはもう実施なんだ。これで両方が同じ対等な立場になっているかどうかということなんです。私たちが出したものについて、こうですよ、これは後から企画財政課長と打ち合わせしていますが、1回まとめると、この80項目について1回まとめましょうと。これは、そういう時期が来ていると思うんですよ、何回もここでやっていますからね。つまり、何回も話しているということは、していないから私が言うんですよ。それについて、したんだ。私らは、してないんじゃないかと。提案した方が「していない」と言っているのに「したんだ、計画あるからしたんだ」、これが普通の場合通るか通らないかですよ。その辺、町長の方をお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） こちらはこちらサイドで実施中ということで、今申し上げたところが実施していないんだと言われれば、意見のそごがあるのかなというふうに思います。ですけれども、我々、今項目で申し上げたところは既に指摘されて着手をしておりますので、完了という言葉は使っておりません、取り組みを始めておりますので、これは実施中ということに含めても意見の相違にはならないのではないかなというふうに解釈しております。

ただ、それでもいけないというのであれば、もっと丁寧に今後は詰めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、質問を許します。

○9番（佐藤輝雄君） やはり前回町長が、きちんと完了・実施と言っているわけですから、それに対して「いや、そちらの言い分が」、言い分がというそのことについてはおかしいと思うんですよ。やはり両方が、議会と執行部が本当に両輪であるとするならば、こういうふうなことで考えているんだけど、どうでしょうかという話があるべきだと。前回も何か議会に対して、町長はいろいろな情報を出しているという話をしましたが、議長を通してくれという話もしたように、やはり両方がきちんと話をするということは、相手の立場なり、相手の意見を聞いて決めてほしいというふうに思います。

今、先ほど言われたようにいろいろ私らの方は提案しているわけですが、例えば子供たちの、学校というよりも、分別なんかは小学校ごろから訓練しなければだめだとかなんとかという、そういう話なんかもしているし、やはりいっぱいあるんですよ。少しはやっているものがあるでしょうし、なかなかやらないものがある。しかし、ここに出ている、我々が提案したのは、あくまでも行財政改革をするんだということの立場で出しているわけですから。ですから、その中の部分ではなくて、一番最初に出ている、どうあるべきかということ踏まえて考

えてほしいと思うんです。行財政改革の視点、それから組織機構の改革、それから人事の改革、財政の改革という大きな意味で四つに分けて、その中を基本にして、今度は部分部分が出ているわけですから、その辺を含めて、この次にやはり1回整理をしたいというふうに思いますので、そのときはご協力をお願いいたします。

それから、町長がいろいろなところで、財政調整基金が1億5,000万円で2億5,000万円おかげさまで積んで、今貯金は4億円あるんだと、こういう話をいろいろなところでしているみたいなんですね、我々の組織のところに来てもお話しされたわけですが。そうすると、「こんなに貯金があるのに何で柴田町ここまで厳しいの」、そういう話をされるんですよ。その辺について町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これは、専決処分をさせていただいて、正副議長にお話しして、町民の方にお知らせをしているわけですが、その中でもきちんと、2億5,000万円の専決処分した中では1億3,800万円は職員の給料をお借りしてできたお金で、実際は1億2,000万円ぐらいしかないんだと。ただ、これから毎年2億5,000万円の財政調整基金を取り崩して予算を組んでいるようでは、いつかは貯金はなくなる。だから、そうならないように行財政改革を進めて、最低限度でも予算規模の5%ですか、5億円貯金をして、定期預金にして、これは次の町長さんになった人でも手をつけないで、いざというときに使えるような財政構造にすれば柴田町は危機から脱却できるというお話を、町民にわかりやすく説明をさせていただいているところでございます。私が説明しますと、おおむねの方々は素直に聞いていただいているというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、質問を許します。

○9番（佐藤輝雄君） では、素直でない人が質問いたしますが、その発想が、私の方の組織でみんなの前でお話ししたのは、貯金は4億円あるんだよと、それからあと、なるべく5億円にしたいんだと。ところが、この財政再建プランは、あくまでもその4億円の貯金ではなくて、それも踏まえた中で財政再建の中に入っているわけですね。やはりそういうふうな発想で、貯金なんだ、貯金なんだと。それは貯金には見えるかもしれないけれども、あくまでも財政再建プランの中で、一応平成22年までの赤字、5年の中で3億7,000万円の赤字が出ますよとか、それからあと、この中に、特に平成21年度の2億円というのは、これはあくまでも土地を売ったという仮定の話ですから。こういうものを踏まえれば、貯金ができたといいのでなくて、厳しいけれども皆さんとにかく協力してもらいたいという話ならわかるんですが、貯金がある

貯金がある、そんならどうなんだという、そういうふうなあっさりした物事のしゃべり方はいかなものかと思うので、その辺をお聞きいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 議長さんと毎回一緒になる機会があるのですが、町長は暗い話ばかりして、お金がない話を最近しなくなったというふうにして、お褒めなのか、激励なのかわかりませんが、私は事実を町民にお知らせして、専決処分で2億5,000万円積んで、今現在4億円の財政調整基金と言ってもわからないので、貯金がありますと、そういうふうに事実をお知らせしていることをございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、質問を許します。

○9番（佐藤輝雄君） それで、町長と一緒に13カ所財政再建で歩いてきたわけですが、その場合に町長が必ず言ってきたのは、夕張のようにならないよという話をしてきました。それであると、そのときは対策監も、夕張という名前を使っているんで、夕張にならない、夕張になったら何がどうなるんだというやつをまとめておいてくださいということもお話ししました。その辺は検討はされたのでしょうか、対策監。元対策監ですね。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（加藤嘉昭君） 国会の答弁のようなことになってしまうんですけども、ちょっと今佐藤議員からお話しされたこと記憶にないんですけども、懇談会の際には、このまま何もしなければ財政再建団体ということで、夕張市のようになりますよというふうなことは、懇談会の席上でご説明いたしました。

ただ、夕張市のようになればどうなるかということにつきましては、テレビなり新聞等で報道されておりますように、全国の自治体でも最低のサービスと各種使用料等については最高になりますよというようなこととお話ししたつもりでございます。具体的に、じゃあ再建団体になった場合に、どこがアップして、どこがサービスが悪くなるというようなことは検証しておりません。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、質問を許します。

○9番（佐藤輝雄君） それでは、次のやつですが、体育協会。つまり町長は、0.7%ですね、0.7%の7,000万円、このくらいを皆さんに負担をさせているんだと。一番後援会報を読んでいる私ですが、それについて今、「そうなの、本当にそうなの、それだけなの」というやつがあるんです。例えば、今回、町民レクリエーション大会が、今度はヘルシー大会の予選会というふうになりました。そうすると、この中ですべてスポーツ振興室が、若干ですよ、本当の

若干、あとは大体丸投げです、我々のところに。つまり、それでやっているわけですね。例えば体育協会の補助についても、町長が町長になったときに、14年度では体協の補助が大体 120 万円ぐらいあったんですよ。それが、去年の18年度では48万円、つまり半分以下です。それで、体育協会の皆さんは 100円ずつ出して協会を維持しているわけです。そういうふうに、町がただ素直にストレートに町民の皆さんのところに負担をかけているのではなくて、その回り回った負担というのは、かなり大きいんです。敬老会もそうですね、敬老会も 3, 000円のやつが 2, 000円になった。そうすると、各行政区では 1, 000円足して、一応今までと同じような 3, 000円にする。そういうふうにやっているときに、やはり簡単に 0.7%、7, 000万円ですよということで負担というの、それでいいというふうな考え方を町長はお持ちですか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） とにかく、今回も皆さんに「町の仕事と予算」ということで、柴田町の財政に関する、わかりやすく、とにかく情報を知ってもらおうと。正しい情報を伝えるところから行財政改革が始まるという意識でございますので、事実をきちんと述べただけでございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、質問を許します。

○9番（佐藤輝雄君） それからあと、これは確認なんですけど、6月5日、職員互助会の総会があったらしいんですが、そのときに町長は、祝辞の中で職員の採用とか、それからあと、3年後のカットの問題とかという話をしたかどうか、お伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 互助会の会長さんが総会の席で、新人が入りますといろいろな新人の催し物があったように記憶しているんですが、「寂しい」というご発言がございました。私も、なるべく努力をして、職員の話はしませんでしたけれども、職員の給料の関係ですね、これについてはできるだけ改善を図りたいというような発言をさせていただきました。あくまでも、みんなで行財政改革を進めたら、3年目には何とかどちらか一方お返しできるような、そういう行財政改革を進めていきたいという希望を述べさせていただきました。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、質問を許します。

○9番（佐藤輝雄君） そういうふうな話だったのでしょうか。予算の状況を見て職員を採用したいというふうな話に……、まず又聞きですからね、私の場合は。それから、もう一つは、3年後には給与かボーナス、どちらかは返したいというふうな話をしたとお聞きしたので、その辺はどうでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） それは又聞きだと思います。どなたから又聞きしたのかよくわかりませんが、私としては、3年目に財政状況を好転させて、なるべくなら半分、どちらか一方返せるように希望したいというような話はさせていただきました。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、質問を許します。

○9番（佐藤輝雄君） ちょっと我々の方からすれば、半分お返しするとかなんとかという話ではなくて、あくまでも5%カットは3年だけというふうな考え方をしているんですが、違いますか、その辺もう一度確認したい。

それからあと、職員採用は、一応その3年間は採用しないんだという話で承っていたんですが、それが違うんでしょうか、もう一度確認したいです。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 職員はこれから採用しないということは、継続をさせていただきたいというふうに思っております。これは原則でございます。

それから、給料につきましては3年間というのは、この議会で議決をされております。ですから、19、20、21には5%カット、3年間ということでございます。ボーナスの役職加算、これも3年間続ける。ただし、一生懸命努力をして財政が好転したら、3年目、要するに21年に、できれば職員の努力に報いるためにも5%カットはしない方向で一生懸命取り組むというお話はさせていただきました。ですから、職員には19、20の2年間負担をしていただいて、3年目の5%は、しない方向で頑張るという決意でございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） そうすると、19、20で3年目には、3年間5%カットでなくて、返すことがありますよと。つまり、カットは2年間だけの場合もありますよということによろしいんでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） あくまでも、みんなで努力して財政状況が好転したらという前提がついておりますので、2年間だという発言を制限をつけて、2年間と言ったことではございません。あくまでも財政状況を好転させるように努力をして、それで結果が出たら2年間で終わらせたい、そういう希望を述べたものでございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、質問を許します。

○9番（佐藤輝雄君） いや、職員の前で、2年間で財政が好転したら。当然そうなってきた場合には、好転するというその基準はどこなんだというふうなことになります。

それと、やはり議会に対してでも、そういうふうな話を職員の前でしたとするならば、議会に対して、このくらいの程度、つまり今この中で出ている財政再建の、18年度は7,200万円のプラス、それから19年度は2億6,000万円の赤というふうになっているわけですが、その計画からすれば、どの程度になった場合に好転したというふうになるか、その辺議会に対してもきちんと明確にしていきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 職員の互助会での酒を飲む前の、職員と一緒に行政改革を一生懸命やっていくという、お互いに努力しましょうということでお話をさせていただいたところがございます。ですから、こういう時点でという具体的な状況を想定して発言したわけではございません。

ただ、私の頭の中には、5億円の貯金ができ、そして5億円を取り崩さないで予算が組めれば、これで財政再建の道筋がついたと、私の頭ではそういうふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） もう少しきちんとお話ししてください。つまり、好転したらとかなんとかという基準が、職員の前でも、総会だからかなりいるわけですよ、人数は。その中で話していることなので、ましてや宮城県で最低ですから、最低というのは最悪ですからね、5%の3年間カットしているところは。やはりそれに対して、そういう状況に置かれている人たちに対して、いや好転したらばいいんだ、2年間で19、20で頑張ってもらって、そして21年度でなくしましょうと。それを、やはり議会の方についても、条例かえますよくらいのお話をきちんとしてもらわないと、つまり町長の……、どこに行っても町長ですからね、やはり公人ですから。例えば身内の中での総会での調子のよさの話をしているわけではないので、その辺もう一回確認をお願いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 町長の発言ということで、どこでも同じだということかもしれませんが、やはり酒の席の前での祝辞という中での発言と町長としての発言は、若干趣が異なるのではないかなというふうに思っております。20分も町長のお話を職員にするわけにもいきませんので、わずか3分の中での話でございますので、これについては、やはり先ほど申し上げましたように柴田町が財政再建になるということ、私の気持ちとしては、予算の5%を財政調整基金に積み込んで、そして財政調整基金に手をつけずに予算を組めるように早くしたい。そのためには、職員と一緒にやっていくと。そういう激励を込めまして、あと協力を求め

まして、その席で、総会の席ですから、発言をしたところでございます。

今後、もし財政再建回避宣言をすると、その基準がどの程度かということがもし必要であれば、やはり議会とともに、この時点で財政再建回避宣言というものを outsizing させていただき基準、これについてはお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 職員も、それが事実とするならば頑張ると、2年間で3年目はそれがなくなるということについては、多分皆さんから協力いただけるのではないかなというふうに思いますので、お互い頑張っていきたいと思います。

それから、これは17年に私が質問したやつなんです、17年3月なんです、柴田町の行財政改革がなかなか見えてこない中、公民館とか体育館とか、そういうふうな職員を引き上げて、そしてあとは地域にお任せするとか、そういうふうなことのお話をしました。その中では、先ほど話していましたチケット化の問題とか、それからあと、職員の時間のずれの勤務ですね、そういうふうなことを話しました。それに対しては、まだ職員は必要だという話をそのときに町長はしているわけですが、今、白石の場合には、本館を一つ置いて、八つの公民館に館長さん、これは民間の館長さんです。それからあと、常勤の非常勤職員が1人おります。それからあと、パートといいますか、大体週20時間ぐらいだと思んですが、そういう人があって運営しています。そして、その常勤の非常勤の方が、大体今までやってきたような事業を継続しているわけです。そういうふうな形に今なっているわけですが、それを聞いて、私の考え、その17年のころの考えと大分似ているのでね。そうすると、今柴田町は、一つではなくて、槻木生涯学習センター、それから船迫、それから船岡、そういうふうに三つに分かれているわけです。そして、その下に地区館というやつを置いている。全部一つにしてやれば、もっともって行革になるのではないのかなというふうに思っていますが、その17年のころのやつと大分状況が違っていますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。町長でしょう、決定権があるのは、生涯学習課長では権限ないでしょう、そういう考えどうだという。

○議長（伊藤一男君） 企画財政課長。（「町長よりも権限あるの」の声あり）町長。

○町長（滝口 茂君） 生涯学習センターということで、そこに機能を集中して、その下にランチとして公民館をぶら下げております。当面は、この公民館が、今嘱託職員で運営を始めたばかりでございます。将来は、その公民館を地域の方々に運営していただけるよう、地域の自治組織というものを育てていきたいというふうに思っております。生涯学習センター、こちらの方は、当面その指導に当たる中枢機関として残していった方がいいのではないかなというふう

にして進めさせていただいております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 白石の場合には、一つにまとまって八つのがあって、先ほど言いましたようにね、その中で非常勤職員は大体月18万円ぐらいですか。それから、館長は教育委員会から任命されるんですが、この人は大体月5万円ぐらいだと思うんです。それからあと、非常勤の人は五、六万円ですかね、週20時間ですから。そうすると、大体250万円ぐらいですか、あとそのほかに250万円、大体500万円見当で回っていますから。だから、その事業費というのが大体250万円ぐらい出るわけですね。それが大体基本的になっている。それだけの、今まで2人、3人いたやつからすると半分にはなっているわけです、人的な削減が。

つまり、白石の場合には約300キロ平方メートル弱ですからね、あるのが。その中で越河とか小原とかというのは、結構いろいろな地域でいろいろやっているわけですよ。越河あたりは、道の駅に近い形まで地域でやっていますからね。やはりそういうふうにはできるのではないのかと。それが柴田町の場合には、せいぜい七十何キロ平方メートルでしょう。そうなってきた場合に、一つで十分じゃないかと思うんですよ。生涯学習課というのは一つになって、それであと、今言ったように、白石でやっているようにそういう形になっていけば、もっともって行革は進むのではないかと。要は町長の判断一つ、こういうところですよ。お考えをどうぞ。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはりこれは地域の方々にも、ここにも各地区の方々がいらっしゃいます。槻木生涯学習センターを地域の方々をお願いして、職員を引き上げるという方向について議論がなされて、その方向で地域の方がやっていくよという醸成が盛り上がれば、これは随時進めることにやぶさかではございませんが、今の段階で船岡生涯学習センター、槻木生涯学習センター、船迫生涯学習センターから職員を引き上げて、例えばどこか1カ所に、槻木にまとめたときに、果たして地域の理解が得られるかということまでは進んでいないのではないかとということでございます。将来は、地域の自治組織ということで、公民館、小学校単位に、そういう自治組織をつくったときの拠点にするということが話し合われて醸成されれば、そのサポートとしての職員は配置しますけれども、主はそこの人たちで運営していくということも将来考えられるというふうには思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 今、町長の話聞いて、昔の話をちょっと思い出したんですよ。老人憩の家、羽山荘ですね。そこのときに、私は羽山荘を撤収して事業は太陽の村に持っていったら

どうだ。そのときに、今と丸っきり同じ町長の答弁だったんです。あそこにおいて必要だという人もいるんだ。しかし、現実にはここまで来てですよ、職員の5%カットも含めて、そこまでやらざるを得ないとなって羽山荘は切ったわけですよ。つまり、その中では、町長として、やはりリーダーとしての具現化といつでも言いますが、町民の過程が大切だというのは、それは学生さんの話であって、町長は現職の町長ですから、具現化するという、具体的に財政再建をきちんとするんだという中では、間違いなく一つに、ここの本庁舎に生涯学習課を持ってきて、各そこからいろいろな形でやっていけば、どれだけの人的財源が浮くかというのはわかると思うんですよ。その辺で、何か羽山荘を急に思い出させるような答弁なので、まだ同じような発想があるのかなと思っているので、その辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） この羽山荘の廃止につきましても、議会から提案がございまして、時間はかかりましたけれども、やっとなら廃止という方向に持っていったと。ただ、そこにも、急に廃止するのはいかがなものかというご意見も、たしかあったと思います。それで、当面は、3年ぐらいは、今まで使ってきた人たちの不便にならないように対策をしっかりと講じなさいと、そのほかにも高齢者対策をしっかりと講じなさいという中で廃止できたということとございませぬ。町長のリーダーシップになるかどうかわかりませんが、「えいやあ」とやっとなら廃止するのは簡単でございますが、やはりそこには、ある程度の合意形成、議会の中での合意形成というものにも時間がかかるということもご理解をいただかないと、その立場立場、利用する人の立場で思いがございませぬので、それは一気にには行かないのかなと。ただ、議会の申すとおりに、時間はかかりましたけれども、一応羽山荘は廃止ということとございませぬ。

ですから、船迫公民館、あるいは柴田公民館も、職員は今配置しないで嘱託職員で運営をして、それが町民の方に受け入れられて、その次の段階でまた、生涯学習センター等は1カ所にまとめた方がいいのか、このまま置いた方がいいのか、それらすべて地域の人たちにお任せしたらいいのか、職員がサポートすべきか、これはもっと議会の中で詰める必要があるのではないかとと思ひませぬし、地域の中でも詰める必要があるというふうにお思ひしております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） いろいろな地域が、今頑張っていますよね。宮城県でも、合併したところも含めて、いろいろな地域がいろいろな形で、今から話しますが、地域づくりのためにやっているわけですよ。やれないという、町長が最初から、そういうふうな地域づくりを醸成できないんだというふうな、何か間延びのした感じがちょっと……、私といつでもずれがあるのでは

ないのかなというふうに思うんです。その中で、決断の中の一つに、前にもお話ししましたが、例えば船岡体育館の駐車場にあるゲートボール場、あれは羽山荘のゲートボール場が、一応農村環境改善センターにテニスコートができるために、羽山荘のゲートボール場が地域福祉センターわきに来たんですか、2面という話なんです。当然そこに車で置くのかどうか分かりませんが、せめて今柴田の船体にある、この間、日曜日に我々も、教育長においでいただいて祝辞をもらったんですが、そのときも白石から来た車がとまれない、あそこにゲートボール場があるために。お金を払っているのは我々だ、使用料を払っているのは。その部分を、やはり羽山荘と同じように車で送り迎えして、あそこをきちんとした、船岡体育館は船岡体育館できちんとした駐車場はできないかどうか、その決断のあるところで、ひとつお答えをお願いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） これにつきましては、将来……、生涯学習課長、答えられますか。

○議長（伊藤一男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（笠松洋二君） ただいまの佐藤輝雄議員のご質問にお答えします。

船岡体育館の駐車場に隣接するゲートボール場の移転と申しますか、移しという件かと思えます。これは、ご質問の中に今度の福祉センターですか、そちらの送迎ができるかどうかということなんです、それはちょっとまた私の方とは別なものですから、施設の移転につきましては、今ご利用いただいているゲートボールの、あそこを拠点にしてなさっている方たちとお話をさせていただきたいというふうに考えております。そういうことでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） それから、住民自治基本条例に入りたいと思います。

町でこの「よくわかる町の仕事と予算」、この中で住民自治基本条例があるわけですが、その中では、「住民自治基本条例の制定に取り組みます。地域のコミュニティを核とした住民自治組織を育成し、自治が根づいたまちづくりを進めていきます」ということなんです、あくまでも町で出しているやつの考え方は。これだけでしたら、今までもずっと、きのうも杉本議員の話聞いていたのですが、町長が、前から言っているように、ことさら住民自治基本条例をつくらなくたって、例えば丸森町が地区別協議会で、自分たちのこの地域はどうしたいんだというやつから出発しているわけですね。そして、その中で、一応補助も含めて町が考えますよ、こういうふうなことです。

それから、これは花巻なんですが、花巻市小さな市役所構想で、新聞にも出ているわけですが、これについては、市役所の下に振興センターというのを置いて、市内26地区に市職員を各2名配置して、各種証明も発行する。そして、コミュニティ会議というのがあって、これが地域と振興センターと協働でやる。そして、これが総額2億円、26地区に配分すると、こうあるわけです。それで今やっている。そして、ある程度、先ほど町長が批判ちょっとしていましたが、顔役を集めるような状況もあるんだということはあるんですが、これはある程度最初は仕方ないと思うんですよ。柴田町が今から自治会をつくっていく中で、顔役は要らないんだ、地域の人たちが本当に醸成されて、そこの中で出てくるんだというふうなことも、なるとは私は思っていないし、やはり最初は地域の人に入って行って、あの船迫だって、よく町長、話が出ますがね、ふるさとの。やはりあれだって役場職員さんいなかったらがたがたになるわけですから、だれが見てもそれはわかるわけです。その辺で、この「よくわかる町の仕事と予算」の中にあるように、住民自治と、それはそれで結構なんですけど、もう自治会なりを進めていく気はないかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 何か柴田町が協働のまちづくりをやっていないというふうに聞こえるんです。私どもは、協働のまちづくりというのは、わざわざ紹介してくれというふうにされていますし、あと地域振興センターのM R I R Aにも紹介してくれというふうに、この協働のまちづくり、一生懸命やっている姿を報道させていただいております。うちの職員も、いろいろなところで講師として説明をさせていただいております。ですから、全然やっていないという言い方をされますと、それは違うのではないかと。一生懸命協働のまちづくりをやっておりまして、成果も私は出しているというふうに思っております。

それで、柴田町の自治会、町内会、40カ所ございますが、これも濃淡はありますが、区長さんを初め一生懸命自治会活動をしているというふうに私は思っております。さらに一歩進めて、地域の課題は地域で解決していただけるように、そこには権限と財源が必要だろうということで、この花巻の小さな市役所づくり、私から言うとミニ役所というふうな考え方は同じでございます。

ただ、形をつくっても、魂が入らなくて失敗している事例を見ているので、そこは住民の方々にも理解していただくために、機運を盛り上げながら今同時並行で進めているということでございます。全くやらないということではないので、ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

住民自治基本条例も、住民の権利を制限するためにやるわけではございません。まちづくりに参加すると、これは議会も我々も主としてやっているところでございます。それをきちんと明文化して位置づけると。

それから、情報の公開、これも情報公開条例があって、成っております。それから、この間我妻議員からは、予算の関係でも住民の意見を入れなさいというようなご発言がございました。それから、財政状況についても、きちんと公開しなさいというふうに言われましたので、こういうところをきちんと明文化して、役所は必ず1年に1回、仕事と予算については広報をすると、あの冊子をつくるというようなこともあります。それから、予算の編成段階で、必ず住民との懇談会をやるというようなことも入れても構わないのではないかなと。ですから、住民自治基本条例は、町民のために、そして役場が恣意的にならないように公平、公正にやるように、私から言うと町長の権限のたがが少しはまるのかなというふうに思っております。そういったことをつくるのに、何ら町民から批判が出るということはないのではないかなと考えております。条例には、理念条例と実定条例というのがございまして、どちらかという今回の条例は理念条例型になるのではないかなというふうに思っております。ですから、輝雄議員には、なぜ、住民自治基本条例がどこに問題があるのか、そういうところを指摘してもらって議論をしないと、手続論、もう要らないんだと、実際始めると、こういうことではなくて、我々の進めている、民間の方々が今一生懸命やっている姿も一度でものぞいていただきたい、いろいろなシンポジウムにも参加していただきたい。そして、理解をした上で最終判断をお願いしたいというふうに思っております。

ただ、その前に、できれば原案の段階で議会の皆さんと意見をすり合わせて、町民が本当に柴田町に参加して、汗を流して、みんなでいい町をつくれるような、そういう条例ができればなというふうに今思っているところでございます。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） どこが違うのかなということなんです。一番違うのは、議会は、一つの中で、町長もそうですが、あくまでも二元代表制ですよ。やはりそういうふうな中で、町民の方たちに、議会はこうあるべきだ、あああるべきだというふうなことを、これは言ってきていいのかなというやつがあるんですよ。我々自体が、ずっと今までも議会活性化とかなんとかもやってきているわけです。それに対して、町長がね、それを心配しているわけです。何を言っても、今の住民の人たちから出たわけではなくて、町長がずっと言ってきたやつの中で、今までも論議しているわけですから、何回も。そういうふうな中で、議会が、ここにも書いてい

ますが、長いスパンをとるのであれば、その前に、一応長期計画と同じですから、これだけになってしまうと。そういう場合には、長期計画についてはどこの住民自治の基本条例でも、そういう長期計画については必ず諮る、もしくは町民の方にもパブリックコメントを出すとか、そういうふうなやつまで出ているわけです。

それからあと、条例の中においては、あくまでも町民の参加も認めるけれども、参加しない人の権利も認めているわけです、そういうふうだね。だから、町長のように何かというと、醸成醸成とありますが、その参加することを認めながら、参加しない権利も認める。やはりそういうふうな中において進めていかれている。それが、実際的には、自治会があるんだから、そこまで……、あるんだからそれに対して条例がある。じゃあ、今ここまでやっているんなら進めたらいいんじゃないのというんですよ。そうすれば早目に生涯学習課が庁舎の一つになって、あとは、先ほど言ったようにできるはずだと。せいぜい七十何キロ平方メートルの狭いところですから。そういう中で、絶対つくらなければならないんだと。

そして、ましてや、このことについても、合併との絡みで前の一般質問でもしていますが、法定協議会ができて、17年の3月に破綻したわけですから、16年にもうできているわけですよ、法定協議会の中で立ち上げたわけですよ、基本条例のやつ。そのときに町長が言ったのは、法定協議会の中で、合併した後でも、この住民自治はつながっていくんだという話を私はされているんですよ。ところが、ほかのいろいろな法定協議会の中に入っている人たちに聞いても、「いや、それは私らわからない」と。つまり、町長の思惑が走っているんじゃないかというやつの疑問ですね、私からすれば。法定協議会の中で住民自治基本条例を柴田町はつくった。今度は法定協議会から進んでいって合併できた。じゃあそのときは柴田町の言うとおりに、ほかがね、村田、大河原もそのまま合併に入っていくのかと。

ところが、それについては、もう了解もらっているんだと、合併したらその住民自治基本条例も進めていくんだという話を町長がしたので、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 何かちょっと話の筋が見えないので、お答えしかねるんですけども、やはり住民の条例制定というのは、町長があつて、議会があつて、そして住民にも、これは市民立法権がございます。ですから、議会だけが条例を制定するということではないということも、まずご理解をいただかなければならないということです。

それから、今いろいろな審議会をつくって、議会に条例を提案する際には審議会というものを使って、そして原案を作成する前の段階で多くの人の意見を入れなさいと、これが基本パタ

ーンになっております。その審議会の構成メンバーは、きのうも杉本議員にお話ししましたが、これまでは役所の都合のいいと言うと変なんです、団体の代表とか、それから学識経験者、コンサルタント、こういうふうにやっていた時代がございました。それではいけないということで、中に公募で入れなさいということで公募制が入ってきました。ほとんどの自治体ではこの公募制、一部直接住民が参加するという審議会が生まれております。

そして、もう一步進めた審議会のあり方として、すべて公募ということもございます。これは、まちづくり条例等々では、その手法がとられております。ですから、そういう意味で住民参加の条例をつくるということに、私は何ら問題はないのではないかなど。そうしたときに、議会の権限を侵すというところは、これは私は、議会はそれなりに、柴田町はほかの議会と違って、住民懇談会はやるは、一問一答はやるは、その辺の範囲内で、もしこれを住民自治基本条例にきちんと明文化すると、必ず6月には住民懇談会をやりますと、やっているんですから、それを入れさせていただければ、立派な住民自治基本条例の議会編が私はできるのではないかなというふうに思っております。

あくまでも二元代表制で、私は町民に責任を持っている、議会は二元代表で町民に責任を持っているということです。議員内閣制は、首相は国会議員に責任を持っていると。そういうこととございますから、住民にきちんと説明して、もちろん議会とも調整してやっていきたいというふうに思っておりますので、独走ということにならないように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 今の町長の話の中で住民、それから町民の皆さんも巻き込むということはわかります。前の3町合併の住民懇談会の中のフットワークにでも、町長は、まず市民一人一人が自分の夢を実現できる都市、そういうふうなうたっています。そういうふうな理念なんかも書いているんです。そして、私はこれから、都市づくりは二つあるんだ、工場誘致なんかの都市と、それからあとのんびりと歩けるような自然をやる都市二つあるんだと。さあ、その中で柴田町はどうすればいいのか、あなたたちが考えればいいと。そして、その後に「しかし、他人任せで夢は実現しません」と書いているんですよ。何かいつでも町長の話の聞くと、私はこうするというやつではなくて、これは皆さん考えればいいんでないの。そこに町長としてのリーダーシップは……。町民の皆さんが、自分でいろいろな資料、情報を持っているわけでありませんか、その中でどんな町をつくるの。地域はどうあったらいいというのはわかりますよ、それは、先ほどから言っているように。しかし、町はどういう町がいいのと言われ

て、こういう町がいい。その条例をつくる中にでも、この白石川きれいなやつを残したいという、それは環境条例でいいんじゃないのとかという考え方もあるわけですよ。必ずそれがマッチして、本当に住民自治基本条例になっているわけではないんです。ただ、ここで言っている、町長が必ず町民の皆さんにという形で丸投げするのは、これは町民受けするかもしれないけれども、やはり町長としては、町をどうするかというのは町民の皆さんが考えることではなくて、町長が考えることではないのかなと思うんですよ。その点において、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 佐藤輝雄議員のまちづくりの構想というのが、よくわからないんです。私は、都市構造については、合併のときにはきちんと、多極分散型の都市構造でクラスター型の都市をつくと。村田、大河原、船岡、槻木というふうに4極構造、だれもほかの議員さんで都市像を示した方はおりません。そして、これまでの開発型から持続発展型、福祉・医療・環境、そういう問題に力を入れていくと私は発言させていただきました。

そして、柴田町の将来の都市像についても、杉本議員に申し上げたようにコンパクトシティ。そして、都市開発については、阿武隈急行線まではやっていきますよと。そのほかは、開発型からソフト重視に移していきますよと。午前中の白内議員にも、これから教育の問題に力を入れていきますよというふうに、私なりに町民にお話をさせていただいております。ですから、町民のまちづくりの思いというのはそれぞれ違いますので、基本的な方針ですね、そのときの町をつくるためには、底辺として住民と議会と執行部が協働してまちをつくるんだと。その協働というのは、きちんと住民自治基本条例で明確にして、柴田町は予算をつくるときも、こういう予算ができた後の情報公開にしても、説明責任にしても、きちんと条文に書いてあって、書かれればこれを守らないということはありませんので、ただつくっただけではなくて、それをつくったら、みんなでいい町をつくろうと、汗をかくというところまで考えてつくろうとしているわけですから、つくらない理由は、私はないのではないかなと。つくっても、もちろん、あしたからがらっと特効薬になるというふうには思っておりません。いろいろな制度改革がなければなりませんけれどもね。今は一生懸命やって、つくろうとしている人たちがいて、その人たちが私の方に提案して、執行部は執行部できちんと法令審査をして、そして議会に提案していくという考え方を持っておりますので、その考え方を大事にしてつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 16年から、16、17、18、19年になって、20年だと。そこまでかけてやるだけのものがあるのかということだと私は思うんです。実際に自治組織をつくるなら、とうの昔にできているでしょうと。ほかの町がやっているし、花巻も、先ほどね、同じような資料を持っているみたいですが。そういうことを私が言いたいのであります。

それからあと、ちょっと話しさせていただきますが、政策が町長とほかの町の間がずれているというやつでちょっとお話しさせていただきますが、町長は4極だと。そして、私だけが政策論争をやったんだと。ほかの町からすれば、「そんな4極なんて対等合併のときにおかしんじゃないの」、つまりはっきり言えば無視されているんですよ。無視されているのと私が政策を言っているという、この食い違いですね。この辺が、結構柴田町の場合に、ほかの町から見るとあるんです。例えばごみの袋の問題、2市7町ではなくて2市6町で1町だけがごみの袋が違います。それからあと、前にも話しましたが、生ごみの電機処理機、あれも柴田町だけ、柴田町内で買いなさい、そうでなければ補助金を出さないと。ほかは全部、どこの町で買っても補助金を出しますよと。そういうふうな、大体この同じエリアに、エリアというのは、大河原、柴田、村田、柴田郡に大体集中していますがね。それからあと、このみやぎおとぎ街道というやつがあるんですが、これは柴田町だけが出していないんです。柴田町は出ていないです。花めぐりとか。そして、これが白石、七ヶ宿の道とかとあるわけです。それから、角田、丸森の道、そして蔵王、大河原、村田、川崎の道ということで、結構いい資料なんです。これが、柴田町だけがないと。つまり、何か柴田町だけが外れているというか、それとも身を引いているのかどうかわかりませんが、この辺についてどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） それは、各首長さんの政策のウエートの置き方が違うのではないかなというふうに思っております。

ごみの問題につきましても、柴田町でごみのもったいない運動、5月30日に立ち上げました。じゃあほかの自治体がすべてやるかというのは、それは人それぞれ違いますのでね。ただ、このごみの袋の問題についても、多分柴田町が最初にやったのではないかなというふうに思っているんですが、後から取り組んだ方が実は大勢を占めてしまったという面がございます。ですから、先駆的な取り組みを柴田町はやっているのかなというふうに思っております。

ただ、それがいい悪いの問題ではなくて、その首長の政策のウエートのつけ方が違うということだと思っております。

先ほどおっしゃいました「おとぎ街道」につきましても、やはり何がしかの、十何万円だっ

たと思うんですが、要請はされました。ですけれども、柴田町はそのほかでも独自で桜の季節、観光案内をしなければならないので、当面はちょっと負担が重いということでお断りした面がございます。というのは、角田の市長さんに7万円ぐらいだから一緒にやりましょうという話があったんですけれども、実際担当者に聞いたら30万円ということであれば、その30万円は柴田町に使った方がいいかなということで入らないでいるということでございます。ですから、政策については、協調できることは協調していくと。例えば大きなクリーンセンターについても、いろいろ柴田の意見がありましたけれども、同じテーブルに今回議会で着かさせていただきました。ですから、それは必ず同じでないということではないのではないかな、それだから柴田町が孤立していると町民は感じてはいないのではないかなというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） クリーンセンター出てきましたので、クリーンセンターの方に移りますが、きのうからる広域行政がいい、2市7町がいいんだと、こういうふうな話がありました。いろいろクリーンセンターの中では、私は広域行政についてはブラックホールだと、これは前から言っていますよね。そのブラックホールのやつは、今度のクリーンセンターでもブラックホールがまさに出てきているわけです。そういう意味からすれば、1市3町合併をして、一つの中で屋上屋を重ねるに、我々議会のほかに中核病院の議会がある、さらに4人の理事さんというか、まず町の代表が集まって、我々がわからないところでいろいろな論議がなされている。こういうことからすれば、合併がいいのではないかなということでお伺いたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） やはり合併した後の情報というのを集めていただかないといけないのではないかなと。きょう加美町の選挙がございます。再選挙ですね。そのときに一番問題になっているのは、合併をしたために財政が破綻すると、それが論戦ですね。合併して4年後に財政が破綻するのが争点になっているなんていうのは、考えられない話でございます。星町長も、合併したのはいいんだけど、地域のエゴで合併特例債をつくって、各施設の建設計画をつくりました。一番問題になっているのは、千古の森という3億円かけたキャンプ場をつくったそうでございます。「熊が出るから注意をしてください」という看板も補助金でつくったそうです。ですから、お金でもって地域の発展を考えるということは、もうそれは終わったのではないかと。加美町の場合は、若者定住プロジェクトです。私もかかわっていたのですが、建物を建てました。1億4,000万円の運営費用がかかって悲鳴を上げております。それにもかかわ

らず、建設計画ということで宮崎町に生涯学習センター、4億7,000万円で作るつくらないで、今合併の争点になっております。ですから、やはり合併した後の検証というのも議員さんなりにしてほしいと。みんな何と言っているか。すべて、財政が苦しい、先細りだ。大崎と石巻は財政再建団体に転落すると。首長が、合併して1年もたたないうちに、そういうふうと言っているわけです。そういうところも町民にきちんと知っていただかないと、1市3町の議会のコスト削減、これはできるかもしれませんが、そうではないのではないかとということもおっしゃっていただかないといけないと。県の方でも、きちんと審議会をつくって、その席の中で、担当者が九つの自治体をヒアリングした結果を発表しております。すべて財政が厳しいと。それはなぜかという、思った以上に地方交付税を国が、合併した・しないにかかわらず減らしたことが、財政運営を大変厳しくしていると。あれがなければ、恐らく合併効果というのは、目に見える形で私はできたのではないかなというふうに思っております。

そういうことでございますので、1市3町の財政効果というのはよくありますけれども、すぐに職員の首が切れるのであれば出ます。そういうことはできないような状態です。加美町では、中新田は行ったんですが、中新田では事務所がありますのでね、いいのかなと思ったら、保育所が統合された。今まで鳴瀬とか広原というところは一時保育をやっていたというのにもかかわらず、合併して統合された途端に、それはできないというような話もございまして、中新田町民の、全部ではないと思いますが、不満も高まっているので、今回の選挙争点は、財政再建と庁舎を建てるか建てないか、これは新聞報道ですが、読んだところ、なっていると。ですから、すべてバラ色ではなくて、地方交付税が減らされた中でどういう町をつくっていくのかというところが明確でないと、1市3町がいいのか、2市7町がいいのかというのは、判断できないというふうに思っております。

ただ、柴田町の場合は、昨年の選挙でそれを争点に掲げて選挙を戦いました。町民の皆様は、一応1万人を超えて、当面は自立していく候補に票を投じていただきました。その後、中核都市を実現する会、町民に対してビジョンとか、そういう盛り上がり運動をやったかどうかは聞いておらないですね。チラシ1枚、県の補助金をもらってつくったあのチラシ1枚。これはどこに配布したのかわかりませんが、例えば角田で配布されて、角田でそういうシンポジウムも開かれたのだろうか、1市3町の。それから、議会で、本来は一番住民の意見を聞く議会で、一般質問の中で1市3町の合併が取り上げられたのかどうか、これは事務局を確認させたら、全くなかったという報告を受けておりますので、まだまだ1市3町というのは住民に浸透していないというふうに考えております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 今、町長が、合併したところは大変なんだと。いや、合併しないところでも大変ですよ、これは。すべてです。

ただ、その今言われたところでは、職員の賃金カットまではしていないんですよ。職員の賃金カットまで3年間もして、そして2億何ぼ浮くとかなんとかという、そんな話ではないんです。そこまで、自分の職員の給与までカットして、その町が合併したときどうだのこうだのと言えるかどうかというのは私は疑問なんです。

それから、合併する、そのためにはある程度、法定協議会もできたわけですから、最後は大河原でつぶれたわけですよ、角田も丸森とやっているわけです。ある程度町の形というのはできているわけなんです、その中では。

それで、なぜ広域行政がブラックホールだといいますと、意思決定のやつが見えないんです。これは、一番わかっているのは町長がわかっていると思うんです。例えば中核病院の管理者決定のときには、角田の市長と柴田の町長がぶつかりました。それで、中核病院の助役が待ったかけて、今から議事録をとめますと。とめてから、村田2年、大河原2年という形が出ているわけです。それからあと、今度のクリーンセンターも、12月にも2月のときにも、すべて決定するときには全部議事録とまっていたんですよ。これは町長、わかりますか。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 今広域の行政と1市3町の、分けて話をしていけないと、広域行政がブラックボックスということの話はございません。必ず理事会で決めて、そして議会に報告して、議会の議決をもらって、今回2市7町の枠組みに入ったんですから。ですから、そこをごっちゃにされるとちょっと困ります。1市3町で、病院問題なら病院問題をまとめておっしゃっていただけると回答できると思います。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 私が前から言っているのは、理事会で決まったと言いますが、理事会では必ずもめて、議事録をとめてから話が決まって出てくるわけです。だから、議事録には出ていないんですよ、2月のときもそうでしょう。2月のときも、柴田の町長が、1炉がいいか2炉がいいかという話と、それから場所選定が決まったのかどうか。それに対して大河原の町長から、違うんじゃないのと言われて、丸森の町長からもと言われて、それから蔵王町の町長からも、決まったことをもう一回ぶり返さないでくれという話で、それで議事録がとまって、それから最後に一応次回ということで、決まったやつが出ているわけでしょう。つまり、議事録の

中には出てこないんですよ、必ずもめて、とまって、決まって、議事録が出てくるわけです。だから、その議事録の中で、意思決定している場面というのは、常に議事録から出てこないんです。そのことで、私は逆に言うと、1市3町の中核病院の場合も、合併した方が一番いいと、はっきり明確にわかると、こういうふうな話をしているんです。その病院関係からすればね。そして、広域行政、2市7町の広域についても、今のようなやつはまずいと、こういうふうな話をしているので、もう一度お伺いいたします。

○議長（伊藤一男君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 広域行政のだめなところだけ見ていらっしゃるようなんですね。介護保険も、それから障害者自立支援法も、それから滞納処分も、2市7町がみんな問題点を持ち寄って、そして議決をして、今運営をしております。

このクリーンセンターにつきましても、柴田の町長だけが反対しているようなお話ですけども、実は丸森議会も、あのクリーンセンターの場所については、いかがなものかということで、今の場所につくるようにということを丸森の町長は発言しております。ですから、柴田だけピックアップして読むと、何か私だけが反対しているように見えますけれども、もっと全体を読んでいただかないと、論議にならないのではないかなと。ブラックボックスではございません。きちんと意思決定をして、議会に報告して、議会の議決を得て2市7町でやっているものですから、それは何ら問題はないというふうに思っております。もちろん途中ではいろいろ議論のあれがありますけれども、最終的には、場所についても、これからのやり方についても、角田の市長さんの方針を基本にしながらも、もう一回柴田と大河原が入ったときには話し合いますよと、そういう前提条件で議会にきちんと報告して、議会の議決をいただいておりますので、全然こう……、隠して、何かブラックボックスで、意思決定がと言われると、聞いている方は、どうなのというふうになります。そういうことは絶対ございませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（伊藤一男君） 間もなく会議予定の4時を超えますが、このまま会議を続けます。

佐藤輝雄君。

○9番（佐藤輝雄君） 町長、私は、前から議事録を中心にしているんですよ。この2月の段階のやつも議事録の中に出ているんです。この中で、どういうことを渡辺丸森町長から言われているかといいますと、滝口 茂君、理事ですね、「そうでないと私はかけられないよ、当然」という話をしているわけです。それに対して丸森の町長は、「そうでなくて、この前の話があるでしょう。私は2回やるよ、2市7町で将来的に一つの炉と。ただ、市長は場所にこだわら

ないと発言してしまったような気がするんです。だから、私は、場所は今のところにこだわっていないだろうと。そして、こういうふうにして、検討の余地があるかなという解釈をしたんです」ということで、柴田の町長、違いますよということを言われているわけです。そういうふうなやつが議事録の中に……、そして、これも結果的に、じゃあ決まったのは、結論的にはどこで意思決定できているのというようなやつで、最後は「理事長、一度締めていただいてフリートキングしていただいたらいかがでしょうか」。そして、理事寛野秀雄さんは川崎です、川崎の町長が「記録に残るようになるからね」と。そうすると、理事長佐藤清吉さんが、「記録に残っても大変だから。まずはいろいろご審議賜りまして、各議案とも可決いただきました。どうもありがとうございます」。つまり、こういうふうに議事録の中で見ないと、町長が言っているやつが、いろいろ違ってくるやつが出てくるんですよ。ですから、決定するときには全部1回議事録をとめてやる、それから出てくるというやつを言っているんです、私は。

それから、あと時間なのであれなんです、合併については、新しい情報なんです、8月4日に、多分大河原になると思うんですが、知事が来て、合併のフォーラムをやるということ、きょう一応お話ししました。多分そうなると思います。知事が来て合併のやつをやる。ですから、そういうことも踏まえて、あくまでも5年前の自分の合併に情熱をちょっとだけ入れた時期を思い出して、やはり町民のために合併を進めていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

○議長（伊藤一男君） 答弁要らないんですね。はい、町長、答弁。

○町長（滝口 茂君） 結論は、これはまだ場所とか1炉にするか2炉にするかというのは決定はされておりませんので、ここは間違えないように。2市7町に柴田町として入るかどうか、それを決定して、最終的には柴田町はこの議会に提案するというのを私が申し述べたところでございます。決定は、あくまでもこの柴田町の議会と各議会であるということもご理解をいただかないといけないと。2市7町に入るかどうかは、各自治体の議会の議決事項だということです。ほかの項目については、まだ決定されておりませんので、よろしく願い申し上げますというふうに思っております。

○議長（伊藤一男君） 佐藤輝雄君、よろしいですね。

これにて9番佐藤輝雄君の一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会いたします。

あす午前10時から再開いたします。

ご苦労さまでございました。

午後4時00分 散 会
